

官報号外 平成九年四月四日

○ 第百四十回 参議院会議録第十六号

理由

政治に対する信頼は、議会制民主主義の根幹である。

国会議員は、国民の代表としてより高い倫理的義務を負っており、清廉に徹し、いやしくも国民の疑惑を受けるような行為をしてはならない。

本院は、議員友部達夫君が年金会オレンジ共済組合の実質的主宰者として顧客を欺いて金銭を取得したとする詐欺被疑事件について、本年一月二十八日、内閣から同君の逮捕について許諾を求められ、翌二十九日に全会一致をもって許諾を与えることを議決した。同君は、直ちに逮捕され、二月十九日、本事件について詐欺罪で起訴されるに至った。その政治的・道義的責任は極めて重大である。

本院は、各会派代表者懇談会の決定に基づき、議員辞職勧告決議の前提として、慎重に手順をふみ、議院運営委員長等が、去る三月十二日勾留中の同君に接見し辞職を促したが、同君は、頑なにこれを拒み国民の批判が一層高まる中、今日に至ってもなお議員の職にあることは、断じて許しがたい。

もとより、憲法に保障された国会議員の身分は重く、係争中の事案に際してはその審理の結果を踏まえて対処すべきは言うまでもない。しかし本事件の重大性にかんがみ、このような状況をこれまで放置することは、国民の政治に対する信頼を著しく失墜させ、良識の府である本院の名譽と権威を傷つけるものである。よって、議員友部達夫君は、速やかに議員の職を辞すべきである。

これが、本決議案を提出する理由である。
以上であります。

日本国憲法が施行されて五十年という大きな節目を迎えての今日の我が國において、ここで虚心坦懐に議会政治の原点を目指め直し、来る二十一世紀に向けての新たな出発に備えることが我々国会議員に求められた責務であります。

よって我々は、本院議員友部達夫君がみずから速やかに議員の職を辞することを勧告する決議を提案するものであります。

また、参議院としては、今後このような事態を再び招くことのないよう、互いに自粛自戒すべきであり、政治倫理審査会等のあり方についても今後検討すべきことをこの際申し添えて、趣旨説明をいたします。

以上、議員各位の御賛同をお願いいたします。
(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本決議案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、
宇田開発委員会委員に秋葉鏡一郎君を、
商品取引所審議会会長に神崎克郎君を、また、
同委員に上村達男君、北岡隆君、佐々波楊子君及

○本日の会議に付した案件
1、議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議案(坂野重信君外四名発議)(委員会審査省略要求事件)
2、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

本院は、議員友部達夫君の議員辞職を勧告する。
右決議する。

び竹居照芳君を任命することについて、それぞれ本院の同意を求めてまいりました。内閣申し出のとおり、いざれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもっていざれも同意することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 力經濟協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもっていざれも同意することに決しました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○寺澤芳男君 日程第一 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

○議長(斎藤十朗君) まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺澤芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

○議長(斎藤十朗君) まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺澤芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

○議長(斎藤十朗君) まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺澤芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(斎藤十朗君) まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長松浦孝治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○議長(斎藤十朗君) まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員長渡辺四郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

におけるユダヤ人入植地の建設と中東和平プロセスの今後の見通し等について質疑が行われました。が、詳細は会議録によって御承知願います。産党を代表して立木委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 本件を承認する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) よって、本件は承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) 本件を承認する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) よって、本件は全会一致をもって可決されました。

○寺澤芳男君 登壇、拍手

○寺澤芳男君 ただいま議題となりました協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、中東・北アフリカ地域の平和、安定及び開発を強化し、及び促進するため、地域的な経済開発及び経済協力を促進する機関として、中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する」と、並びにその運営について定めることを内容とするものであります。

○松浦孝治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○松浦孝治君 登壇、拍手

○松浦孝治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○松浦孝治君 登壇、拍手

○松浦孝治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

官 報 (号 外)

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長真島一男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(真島一男君登壇、拍手)

○真島一男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における家畜の伝染性疾病的発生状況の変化等にかんがみ、法定伝染病の範囲の合理化、新疾病についての届け出制度の創設、輸入検疫対象疾病的範囲の合理化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、家畜防疫制度のあり方、狂牛病等の新たな伝染性疾病への対応策、台湾における豚の口蹄疫発生の現状と我が国が講じた措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

本日は、これにて散会いたします。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

午前十時十八分散会

議員	出席者は左のとおり。
田村 公平君	斎藤 十朗君
小山 峰男君	栗原 君子君
渡辺 孝男君	魚住裕一郎君
山口 哲夫君	末広真樹子君
福本 潤一君	釘宮 礼子君
矢田部 理君	大森 孟紀君
西川 玲子君	北澤 俊美君
鈴木 修一君	山本 保君
市川 一朗君	江本 健二君
岩瀬 良三君	平田 健二君
都築 讓君	和田 洋子君
浜津敏子君	鈴木 健二君
寺澤 芳勇君	林 太三君
武田 節子君	野沢 秀昭君
長谷川 統君	野村 秀昭君
	上野 吉宏君
三浦 訓弘君	西田 公成君
岡 利定君	山本 一大君

牛嶋 正君	白浜 一良君	猪熊 重君	木暮 山人君	片上 公人君	鶴岡 洋君	長谷川道郎君	水野 誠一君	岩永 造美君	奥村 展三君	大野つや子君	山崎 力君	阿曾田 清君	武見 敬三君	戸田 邦司君	今泉 昭君	北岡 秀二君	釜本 邦茂君	横尾 和伸君	平野 貞夫君	鷗池 祥雲君	鎌田 要人君	鷗池 祥雲君	高橋 令則君	高橋 義孝君	田浦 直君	堂本 譲子君	依田 智治君	常田 享詳君	草尾 長司君	星野 明市君	及川 順郎君	本多 勝木君	吉村剛太郎君	山崎 正昭君
-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

泉 信也君	勝木 健司君	松村 龍二君	平田 耕一君	塩崎 恭久君	吉村剛太郎君	谷川 秀善君	鷺野 安君	狩野 紀文君	溝手 顕正君	林 芳正君	保坂 三藏君

松村 龍二君	平田 耕一君	塩崎 恭久君	吉村剛太郎君	谷川 秀善君	鷺野 安君	狩野 紀文君	溝手 顕正君	林 芳正君	保坂 三藏君

松村 龍二君	平田 耕一君	塩崎 恭久君	吉村剛太郎君	谷川 秀善君	鷺野 安君	狩野 紀文君	溝手 顕正君	林 芳正君	保坂 三藏君

官報 (号外)

法務委員 辞任 志吉 裕君 照屋 寛徳君 補欠	厚生委員会 理事 清水 澄子君 (菅野壽君の補欠) 同日委員長から次の報告書が提出された。 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(閣法第三四号)審査報告書
外務委員 辞任 長谷川道郎君 山口 哲夫君 小山 峰男君 補欠	中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(閣法第三四号)審査報告書
大蔵委員 辞任 三浦 一水君 照屋 寛徳君 矢田部 理君 文教委員 辞任 田村 秀昭君 農林水産委員 辞任 金田 勝年君 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	三浦 一水君 北澤 俊美君 山口 哲夫君 金田 勝年君 田村 秀昭君 長谷川道郎君 北澤 俊美君 小山 峰男君 北澤 俊美君 内閣委員 辞任 長谷川道郎君 北澤 俊美君 小山 峰男君 北澤 俊美君 外務委員 辞任 金田 勝年君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術特別委員 辞任 長谷川道郎君 環境特別委員 辞任 足立 良平君 同日委員長において、選任した理事は次のとおりである。 内閣委員会 理事 菅野 壽君 (清水澄子君の補欠)	及川 順郎君 補欠 廣中和歌子君 足立 良平君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
内閣委員 辞任 大久保直彦君 菅野 壽君 瀬谷 英行君 風間 裕君 地方行政委員 辞任 大久保直彦君 菅野 壽君 瀬谷 英行君 風間 裕君 厚生委員 辞任 竹村 泰子君 今井 澄君 竹村 泰子君 瀬谷 英行君 商工委員 辞任 竹村 泰子君 今井 澄君 竹村 泰子君 瀬谷 英行君 運輸委員 辞任 瀬谷 英行君 瀬谷 英行君 瀬谷 英行君 同日議員坂野重信君外四名から委員会審査省略要書を付して次の議案が提出された。 議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議案 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 特定通信・放送開発事業実施田口滑化法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	教育公務員特別法の一部を改正する法律案 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附屬書Vの締結について承認を求めるの件 アジア・太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件 アジア・太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件 アシア・太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアシア・太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附屬書Vの締結について承認を求めるの件 アジア・太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件 同日議員長から次の報告書が提出された。 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)審査報告書 同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 同日内閣から、左記の者を商品取引所審議会会長及び同委員に任命したいので、商品取引所法第百三十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記 (四月七日任期満了の野村民也の後任) 秋葉敏二郎 同日内閣から、左記の者を商品取引所審議会会長及び同委員に任命したいので、商品取引所法第百三十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	記 (四月七日任期満了の杉山克己の後任)(会長) 神崎 克郎

(同日任期満了による再任)(委員)

上村 達男

(同日任期満了の植田守昭の後任)(同)

北岡 隆

(同日任期満了による再任)(同)

佐々波楊子

(同)(同)

竹居 照芳

(同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

賛成者

村上 正邦

上杉 光弘

永野 茂門

白浜 一良

橋本 敏義

伊藤 基隆

椎名 素夫

奥村 展三

矢田部 理

島袋 宗康

北澤 俊美

参議院議長 斎藤 十朗殿

右決議する。

議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議

議

本院は、議員友部達夫君の議員辞職を勧告する。

事件の重大性にかんがみ、このような状況をこれ以上放置することは、国民の政治に対する信頼を著しく失墜させ、良識の府である本院の名譽と権威を傷つけるものである。よって、議員友部達夫君は、速やかに議員の職を辞すべきである。

これが、本決議案を提出する理由である。

政治に対する信頼は、議会民主主義の根幹である。

国会議員は、国民の代表としてより高い倫理的義務を負っており、清廉に徹し、いやしくも国民の疑惑を受けるような行為をしてはならない。

審査報告書

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

右は多數をもって承認すべきものと議決した。

平成九年四月一日

参議院議長 斎藤 十朗殿

外務委員長 寺澤 芳男

本院は、議員友部達夫君が年金会オレンジ共済組合の実質的主宰者として顧客を欺いて金銭を取得したとする詐欺被疑事件について、本年一月二十八日、内閣から同君の逮捕について許諾を求められ、翌二十九日に全会一致をもってこれに許諾を与えることを議決した。同君は、直ちに逮捕され、二月十九日、本事件について詐欺罪で起訴され、裁判に至った。その政治的・道義的責任は極めて重大である。

議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議案

右の議案を発議する。

平成九年四月三日

発議者

坂野 重信
村沢 牧
上田耕一郎
平井 卓志
菅野 久光

み、議院運営委員長等が、去る三月十二日勾留中の同君に接見し辞職を促したが、同君は、頑なにこれを拒み国民の批判が一層高まる中、今日に至ってもなお議員の職にあることは、断じて許しがたい。

もとより、憲法に保障された国会議員の身分は重く、係争中の事案に際してはその審理の結果を踏まえて対処すべきは言うまでもない。しかし本

事件の重大性にかんがみ、このような状況をこれ以上放置することは、国民の政治に対する信頼を著しく失墜させ、良識の府である本院の名譽と権威を傷つけるものである。よって、議員友部達夫君は、速やかに議員の職を辞すべきである。

一、費用

銀行の当初の授権資本に対する我が国の応募額は、三億千七百十七万六千五百特別引出権(約四百六十八億円)であり、その二十五%が払込資本であるが、我が国はその各々半額を現金及び国債で払い込むこととしている。払込資本は五回均等年賦で払い込むこととなっており、初年度の現金拠出額の一億六千九百九十五万

四十円が平成九年度一般会計予算において「中東・北アフリカ経済協力開発銀行出資」(大蔵省所管)として計上され、また、国債による出資については要払込となっているため、平成九年度償還見込額が同予算の国債費出資国債償還財源国債整理基金特別会計へ繰入(大蔵省所管)の中に計上されており、国債整理基金特別会計を通じて支出されることになっている。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立す

る協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月十八日

参議院議長 斎藤 十朗殿

議員辞職勧告決議の前提として、慎重に手順をふ

する」とは、中東和平プロセスを経済的側面から支援することに資するものであり、また、国際開発金融機関による地域の経済開発及び発展のための活動に貢献するとともに、我が国と中東・北アフリカ地域の各国との友好関係を増進する見地からも有意義であると考えられるので、おおむね妥当な措置と認める。

<p style="text-align: center;">中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定について承認を求めるの件</p> <p style="text-align: center;">中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定について承認を求めるの件</p> <p style="text-align: center;">号外(号)</p>	
<p>締約者は、 中東における永続的、公正及び包括的な和平の確立が、長きにわたり暴力による影響を直接受けてきたこの地域の多数の人々の生活を改善することにつながり並びに中東及び北アフリカの経済的、社会的及び人的な開発における劇的な改善への希望を与えることを認識し、 和平プロセスにおいてとられる勇気ある政治的な措置が経済的及び社会的な開発の分野における断固たる行動によって支援されなければならないことを認識し、 地域的な経済開発を促進し及びこの地域の人々の生活水準を向上させるため断固たる行動が平和を強化するために不可欠であり、これらの行動が長期的な開発のための経済協力への人々の参加を促進し、更に相互協力及び繁栄の新しい時代にこの地域を導くことを確信し、 この地域における経済協力及び貿易を改善し並びにこの地域の国際的な経済競争力を高めることが必要であることを考慮し、 経済対話及び財政金融上の協調のための恒久的な場がこの地域における永続的な平和及び繁栄に貢献する重要な要素となり得ることを認識し、</p>	
<p>中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定</p>	
<p>この地域の経済発展のための国際協力を強化し、対外投資及び対内投資のもたらす貢献を促進し並びに環境資源の管理を改善することが必要であることを考慮し、 この地域の社会的な及び開発についてのニーズを満たし並びに人権の尊重を促進するため、この地域への生産的かつ平和的目的の資本及び技術の流れが増大することを希望し、 また、環境保護の必要性に常に留意しつつ、地域的な事業の推進、特に地域経済の効率性を向上させるための経済基盤の創設のための事業の推進を支援することを希望し、 この地域において経済成長を達成し、貧困を軽減し及び全般的な生活水準を向上させるための基礎として強力な民間部門を確立することが必要不可欠であることを認識し、 物品、サービス及び資本の流れに対する障害を軽減する上で協力及び良好な経済環境(対外投資及び対内投資の待遇に関する公正なかつ安定した基準の維持を含む)を達成するための政策を調整する上で協力を通じて、公的部門と民間部門との間の協力関係を作り出すことを希望し、 中東・北アフリカ経済協力開発銀行がこれらの目標を達成する上で重要な役割を果たすことができるることを確認して、 次とおり協定した。</p>	
<p>第一章 設立、地位及び目的</p> <p>(a) 第一条 銀行の設立及び地位 この協定により中東・北アフリカ経済協力開発銀行(以下「銀行」という。)を設立する。銀行は、完全な法人格を有し、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。</p> <p>第二章 加盟者の地位</p> <p>(a) 第四条 加盟者の地位 付表Aに掲げられている者で次のことを誓約する。</p>	

者になるための最も遅い日までに応募されていない株式を既に加盟している者に割り当てる」とができる。

(c) 総務会は、銀行の資本を五年を超えない間隔を置いて検討する。総務会は、いつでも、特別多数による議決で、銀行の資本を増額することができる。この場合において、加盟者は、優先引受権を有するが、資本の増額分のいかなる部分についても応募の義務を負わない。

(d) 株式については、方法のいかんを問わず、質に入れ又は担保に供してはならず、また、銀行に譲渡する場合を除くほか、譲渡してはならない。

第六条 任意の特別基金財源

(a) 銀行は、その目的を達成するため、譲許的な財源が域内加盟者の一層せい弱な経済の開発を促進することに留意しつつ、特別基金の任意拠出を求め、及び任意に拠出される特別基金(この特別基金に関する合意に合致するいづれかの方法及び条件により使用される)の管理を受諾することができる。特別基金に関する合意は、事業計画に対し譲許的な条件又は贈与により当該特別基金を提供することができること並びにこの地域における経済的資源の効果的利用、社会的福祉、経済成長並びに域内の及び域外との間の財政金融上の安定を促進し、特許成のための技術援助に対する資金供与、事業計画の実施の支援並びに他の援助の提供のため当該特別基金を使用することができる」とを規定することができる。

(b) 銀行の特別基金財源は、その保管、使用、使用約束、経理、投資又は処分に当たり、いかなる時にも、かつ、いかなる点においても、通常

財源とは完全に別個なものとする。特別基金のすべての管理費用は、当該特別基金によって負担される。銀行の通常財源は、いかなる場合にも、当初に特別基金財源を使用し若しくはその使用を約束した活動から生じた損失又は債務を負担してはならず、又はこれらを処理するため用いてはならない。

第七条 通貨の評価

この協定の適用上、いづれかの通貨の価値を他の通貨で決定することが必要となる場合には、銀行は、国際通貨基金と協議した上で合理的にその価値を決定する。

第三章 経済協力

第八条 経済協力フォーラム

(a) 銀行に、その域内加盟者で構成する経済協力フォーラム(以下「フォーラム」という。)を置く。

(b) フォーラムは、討議及び対話並びに適当な場合には合意により、域内加盟者が次のことを行うことができるようにして及び助長することを目的とする。

(i) この地域における経済的資源の効果的利

用、社会的福祉、経済成長並びに域内の及び域外との間の財政金融上の安定を促進し、特に、この地域における経済協力を助長すること。

(ii) 企業家の活動に資する環境を作り出すマク

ロ経済政策、部門別政策及び規制政策を促進すること。

(iii) 地域の経済的な優先度を調整し及び勧告すること。

(iv) 域内における及び域外からの又は域外との

投資並びに物品及びサービスの貿易を増進し及び促進するため、並びに特にこの地域における物品、サービス、人及び資本の自由な移動並びに規制制度の調和を助長することにより貿易及び投資の自由化を促進するため、努力を継続すること。

し相互の活動を一般的に通報する責任を有する。

(e) フォーラムは、銀行の他の機関に対していかなる権限も有しない。

第四章 金融業務

第九条 金融業務に関する基本原則

(c) 域内加盟者は、域内から議長を選出し、フォーラムの運営に係る規則及び手続を決定する。この規則及び手続については、閣僚又は専門家の定期的な会合への域外加盟者の参加を認め、フォーラムの会合への域外加盟者の参加を認めるものとすることができる。域内加盟者は、フォーラムの目的を達成するため、次のこととに同意する。

(i) 相互の間で常に情報を交換し及び銀行に対する業務の遂行に必要な情報を提供すること。

(ii) 継続的に政策的な協議を行い並びに合意された事業計画についての調査を実施し及びその事業計画に参加すること。

(iii) 相互に緊密に協力し及び適当な場合には協調した行動をとること。

(iv) 適切な場合には銀行の域外加盟者と協力すること。

(v) 銀行の総裁(以下「総裁」という。)は、フォーラムの運営及び審議のための事務局を設け、及び役務を提供する。当該事務局は、フォーラムの要請に基づいて、適当な場合には他の国際的機関と調整を行い、経済的分析をフォーラムに提供することができる。当該事務局は、銀行業務の効率を高めるフォーラムの活動を促進する」とを目的として、理事会及びフォーラムに対

し相互の活動を一般的に通報する責任を有する。

(e) フォーラムは、銀行の他の機関に対していかなる権限も有しない。

第五章 金融業務

第十一条 金融業務の実施の対象となる地域

銀行は、次のことを行う域内加盟者の領域内において金融業務を実施することができる。

(a) 和平プロセスに対する支持を約束し及びこれを促進すること並びに第四条(2)の(i)及び(ii)に規定する原則を遵守すること。

(b) 市場指向型経済並びに民間及び企業家の自発的活動を着実に推進すること。

(c) 理事会は、銀行の目的を達成し及び第九条(2)

に規定する金融業務に関する基本原則を実施す

官報 (号外)

- るため、銀行が慎重な財務管理の慣行及びこの地域の発展するニーズに従つて次の権限のいずれか又はすべてを行使することを認めることができる。
- (i) 貸付けを行い、貸付けに参加し又は貸付けの保証を行うこと。
- (ii) 企業の株式又は持分への投資を行うこと。
- (iii) 財政金融に関する助言、経済上、管理上、財政金融上及び法律上の問題に関する訓練、研究その他の形式の技術援助を行うこと(銀行は、民間部門の企業を援助するに当たり、当該企業が投資を促進するための機関その他之資金供与を行う機関と協力し並びにこの地域における投資に対する障害を克服することについて当該企業を支援する)ことができること。
- (b) 銀行は、次のものに支援を提供するため、その権限を行使することができる。
- (i) 加盟者の領域内の民間部門の企業
- (ii) この地域にとって著しい経済的利益を有し、かつ、民間部門の参加に特に重点を置いた経済基盤の整備その他の事業計画
- (iii) 民営化の過程にある国有企業。ただし、その企業が競争的な市場環境において補助金を受けずに自律的に活動し、かつ、破産法の適用を受ける場合に限る。
- 第十二条 他の資本財源の動員
- (a) 銀行は、合理的であると認める条件で申請人が他の資金源から十分な資金供与又は便宜を受けることができる場合には、いかなる資金供与又は便宜の供与も行ってはならない。

- (b) 他の民間の又は公的な資本を動員するに当たり、銀行は、
- (i) 資金供与を行う事業計画に対しても多数民間機関、商業銀行又はその他の関心を有する資金源によっても資金が供与されることを確保する。ただし、理事会が別段の決定を行う場合を除く。
- (ii) 株式又は持分への投資において、関係企業の支配力を取得しようとしてはならず、及び銀行が投資した企業を支配し又は直接その経営の責任を負つてはならない。ただし、当該投資のいすれかに対する債務不履行が現に生じ又は生ずるおそれがある場合、当該投資が行われた企業の支払不能が現に生じ又は生ずるおそれがある場合その他当該投資が危険にさらされるおそれがあると銀行が認める場合を除く。
- (c) 総裁は、銀行が貸付け、保証又は株式若しくは持分への投資を行う前に、職員による審査に基づくこれらの申請に関する報告書を意見を付して理事会に提出する。理事会は、理事会が採択する手続規則に従つて当該申請について決定を行う。
- (d) 貸付け又は貸付けの保証の受益人が加盟者自身でなく加盟者の機関である場合には、銀行は、当該加盟者又はその公的機関で銀行が受諾する、とのできるものが貸付けの条件に従つた元本の償還並びに利子及び手数料の支払を保証することを要求することができる。
- 第十三条 業務に対する一般的制限
- (a) 銀行が通常業務として行う貸付け、株式又は持分への投資及び保証の現在高総額が銀行の通常資本財源に含まれる毀損されていない応募済資本、準備金及び剰余金の合計額を超えることとなる場合には、いかなる時にも当該現在高総額を増額してはならない。理事会は、このようないくつかの制限が保証されるための基準及び手続を決定する。
- (b) 銀行は、輸出信用のための保証を行つてはならない。銀行が行い又は保証したすべての貸付け及び銀行が行う株式又は持分へのすべての投資は、特定された事業計画のためのものとする。銀行は、速やかに資金の支出が行われる政策支援型の貸付けに従事してはならない。

- 第十四条 他の業務上の原則
- (a) 銀行は、健全な銀行経営及び業務の政策並びに慎重な財務管理の慣行に従い、あらゆる状況の下でその財政上の義務を履行する能力を維持することを目標としつつ、活動を行う。
- (b) 銀行は、貸付け又は貸付けの保証を行つてはなり、借入人及び、その保証人がある場合には、当該保証人が貸付契約に基づくその債務を履行することができる見込みにつき、妥当な考慮を払う。
- (c) 総裁は、銀行が貸付け、保証又は株式若しくは持分への投資を行う前に、職員による審査に基づくこれらの申請に関する報告書を意見を付して理事会に提出する。理事会は、理事会が採択する手続規則に従つて当該申請について決定を行う。
- (d) 貸付け又は貸付けの保証の受益人が加盟者自身でなく加盟者の機関である場合には、銀行は、当該加盟者又はその公的機関で銀行が受諾する、とのできるものが貸付けの条件に従つた元本の償還並びに利子及び手数料の支払を保証することを要求することができる。
- 第十五条 環境上の義務
- (a) 銀行は、直接貸付けを行ふ場合には、支出が実際に生じたときにその支出に充てるためにのみ借入人が資金を引き出すことを認める。
- (b) 銀行は、金融業務において、物品及びサービスのいかなる加盟者からの調達についても制限を課してはならず、かつ、適当な場合にはいつでも、国際人材を行うことを条件として貸付けその他の業務を行う。
- (c) 銀行は、銀行が行い、保証し若しくは参加した貸付けの資金又は銀行が行う株式若しくは持分に投資した資金が、その貸付け又は投資が行なわれた目的のためにのみ使用されること並びにその使用に当たり経済性及び有効性の問題に妥当な注意が払われることを確保するため、必要な措置をとる。

- 第十七条 金融業務を行うための手段に関する条件
- (a) 銀行は、理事会の設ける規則に従つて貸付契約及び保証契約の条件を定める。銀行は、この条件を定めるに当たり、銀行の収入を確保する必要性を十分に考慮に入れる。銀行は、その保証したいかなる貸付けについてもその種類又はその損失の全部を補てんしてはならない。
- (b) 銀行は、個々の企業に投資するに当たり、当該企業の要求、銀行が負担する危険及び民間投資者が類似の投資を行うに際し通常確保する条件を考慮して、銀行が適当と認める条件に従つて投資を行う。
- (c) 銀行は、直接貸付けを行ふ場合には、支出が実際に生じたときにその支出に充てるためにのみ借入人が資金を引き出すことを認める。
- (d) 銀行は、金融業務において、物品及びサービスのいかなる加盟者からの調達についても制限を課してはならず、かつ、適当な場合にはいつでも、国際人材を行うことを条件として貸付けその他の業務を行う。
- (e) 銀行は、銀行が行い、保証し若しくは参加した貸付けの資金又は銀行が行う株式若しくは持分に投資した資金が、その貸付け又は投資が行なわれた目的のためにのみ使用されること並びにその使用に当たり経済性及び有効性の問題に妥当な注意が払われることを確保するため、必要な措置をとる。
- 第十六条 加盟者の領域内における資金供与
- 銀行は、加盟者の反対があるときは、その加盟者の領域内の事業に資金供与を行つてはならない。

第五章 その他の権限及び雑則

第十九条 借入れその他の権限

銀行は、この協定において別に規定する権限のほか、次の権限を有する。

- (a) 加盟者の領域内又はその他の場所において資金を借り入れること。もともと、加盟者は、この協定の当事者となる日又は当該加盟者が決めたそれよりも遅い日のいずれかに、次のことを行なうことを認めておればならないこと。

(i) 銀行は、その債務証書をその加盟者の市場において売却するに先立ち、その加盟者の承認を得なければならぬこと。

(ii) 銀行は、その債務証書がその加盟者の通貨で表示される場合には、その加盟者の承認を得なければならないこと。

(b) 銀行が発行し、保証し又は投資した証券を流通市場において売買すること。

(c) 銀行が投資している証券の売却を容易にするためにその証券を保証すること。

(d) 第二条に規定する目的を推進するために必要な又は適当な範囲内で、その他の権限を行使し及び規則を採択すること。

(e) いづれかの公的又は私的な団体と協力に関する取決めを締結すること。

(f) 銀行が発行し又は保証する各証券には、いかなる記載をその証券面に行なう。ただし、実際にいざか特定の政府又は加盟者の債務である場合には、この限りでないものとし、この場合には、そ

る政府又は加盟者の債務でもない旨の日につきやずれか特定の政府又は加盟者の債務である場合には、この限りでないものとし、この場合には、そ

の旨を記載する。

第二十一条 通貨の自由な使用

加盟者は、銀行による次のものの受領、保有、使用又は移転に関し、いかなる制限も課してはならない。

(a) 第五条の規定に従い、銀行の資本への応募額の払込みとして銀行が受領する通貨

(b) 銀行が借り入れによって取得する通貨

(c) 特別基金への拠出として銀行が管理する通貨

(d) (a)から(c)までに定めるいづれかの資金から行われた貸付け、投資若しくは保証に係る元本、利子、配当、保険料若しくは手数料として、当該資金から行われた投資の処分による収入として又は貸付手数料、保証料若しくは他の手数料として銀行が受領する通貨

(e) 第二十三条 損失及び準備金

(f) 銀行の通常業務において生ずる損失には、次のものを充てる。

(g) 最初に(a)に規定する引当金

(h) 第二に純益

(i) 第三に準備金及び留保利益

(j) 第四に毀損されていない払込資本

(k) 最後に付表A第一条(d)の規定に従い払込みを請求される応募済みの請求払込資本中の請求

(l) 第二十四条 純益の割当

(m) 第二十五条 純益の割当

(n) 第二十六条 報告書

(o) 第二十七条 銀行の機構

(p) 第二十八条 総務会

(q) 第二十九条 記載

(r) 銀行が発行し又は保証する各証券には、いか

債務不履行が生ずる場合及び株式又は持分への投資に關し損失が生ずる場合には、銀行は、適当と認める措置をとる。銀行は、予想される損失に備え適切な準備金又は引当金を保持する。

銀行の通常業務において生ずる損失には、次のものを充てる。

(a) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(b) 銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するために望ましいと認めるその他の報告書を公表する。

(c) この条の規定により用意されたすべての報告書及び文書については、銀行の加盟者に配布する。

(d) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(e) 銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するために望ましいと認めるその他の報告書を公表する。

(f) 銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するために望ましいと認めるその他の報告書を公表する。

(g) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(h) 銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するために望ましいと認めるその他の報告書を公表する。

(i) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(j) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(k) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(l) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(m) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(n) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(o) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(p) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(q) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(r) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(s) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(t) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

(u) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事に送付する。

されたものののみを考慮する。各加盟者に対する支払及びそれを受領した加盟者によるその使用は、いかなる加盟者からも制限を受けない。

総裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十一条 財務管理

總裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十二条 総則

總裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十三条 損失及び準備金

總裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十四条 純益の割当

總裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十五条 純益の割当

總裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十六条 報告書

總裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十七条 銀行の機構

總裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十八条 総務会

總裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十九条 記載

總裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第三十条 証券面の記載

總裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

官 報 (号外)

- その権限の行使を理事会に委任することができ
る。
- (i) 総裁を選出し並びにその給料及び勤務に關
する契約の条件を定めること。
- (ii) 総裁の退任を決定すること。
- (iii) 新たな加盟者の加盟を承認し及びその加盟
の承認の条件を定めること。
- (iv) 加盟者の資格を停止すること。
- (v) 資本の増額又は減額を決定すること。
- (vi) 理事会が行つたこの協定の解釈又は適用に
関する異議の中止を裁決すること。
- (vii) 理事を選出すること。
- (viii) 理事及び理事代理に対する手当を決定する
こと。
- (ix) 監査済みの年次会計報告書を承認すること。
- (x) 銀行の純益の割当て及び分配を決定すること。
- (xi) 銀行のすべての又は実質的にすべての資産
を売却すること。
- (xii) 業務を終了し及び銀行を清算すること。
- (xiii) 第五十一条の規定により加盟者に資産を分
配すること。
- (xiv) この協定(付表及び附屬書を含む。)を改正
すること。

- (a) 理事会は、銀行の業務全般について責任を有
し、及びこの協定により明示的に与えられる權
限のほか総務会から委任されたすべての權限を
行使する。特に、次の權限を有する。
- (i) 総務会の作業を準備すること。
- (ii) 特に次の事項に関する政策を定めること。
- a 銀行の金融業務及び財務管理
- b 秘密でない情報の十分な開示並びに適當
な場合には事業の過程を通じた地域社会と
あるところに従つて勤務し、銀行からの実費の
- (c) 総務会は、創立総会において及びその
後毎年又は総務会が決める間隔を置いて総務の
うちの一人を議長に選出するものとし、議長
は、次の議長が選出されるまで在任する。
うちの一人を議長に選出するものとし、議長
は、次の議長が選出されるまで在任する。
- (d) 総務会は、総務会が定めるところにより又は
理事会の招集により会合を開催する。理事会
は、銀行の五以上の加盟者又は加盟者の総投票
権数の四分の一以上の投票権を有する加盟者が
要請したときは、総務会を招集する。総務会の
会合の定足数は、総務の過半数であつて加盟者
の総投票権数の三分の二以上を代表するものと
する。
- (e) 総務会が特別多數による議決で別段の決定を
行わない限り、理事の選出については、次の方
法により行う。
- (i) 授権資本の少なくとも四パーセントを出資
している加盟者を代表する総務は、理事一人
を選出することができる。
- (ii) 授権資本の少なくとも四パーセントを出資
している二又はそれ以上の加盟者を代表する
総務は、共同で理事一人を選出することができる。

- (f) 総務会及び権限を与えられた範囲内で理事会
は、銀行の業務を運営するために必要な又は適
当な規則及び補助機関を探査し及び設置する
ことができる。
- (g) 第十九条 理事会
- (a) 理事会は、銀行の業務全般について責任を有
し、及びこの協定により明示的に与えられる權
限のほか総務会から委任されたすべての權限を
行使する。特に、次の權限を有する。
- (i) 総務会の作業を準備すること。
- (ii) 特に次の事項に関する政策を定めること。
- a 銀行の金融業務及び財務管理
- b 秘密でない情報の十分な開示並びに適當
な場合には事業の過程を通じた地域社会と
あるところに従つて勤務し、銀行からの実費の
- (c) 総務会は、議長が自らの発意によって又は三
人の理事の要請に基づいて行う招集により会合
する。理事会の会合の定足数は、理事の過半数
であつて総投票権数の三分の二以上を行使する
ものとする。理事会は、規則を設けることによ
り、理事会議長が銀行に最も有利であると認め
るときに理事会の会合を招集することなく特定
の問題に関する理事会の決定を要請する手続を
定めることができる。理事会は、特定の金融業
務を承認するための手続についても定めること
ができる。

- (d) 総務会は、議長が自らの発意によって又は三
人の理事の要請に基づいて行う招集により会合
する。理事会の会合の定足数は、理事の過半数
であつて総投票権数の三分の二以上を行使する
ものとする。理事会は、規則を設けることによ
り、理事会議長が銀行に最も有利であると認め
るときに理事会の会合を招集することなく特定
の問題に関する理事会の決定を要請する手続を
定めることができる。理事会は、特定の金融業
務を承認するための手続についても定めること
ができる。
- (e) 総務会は、議長が自らの発意によって又は三
人の理事の要請に基づいて行う招集により会合
する。理事会の会合の定足数は、理事の過半数
であつて総投票権数の三分の二以上を行使する
ものとする。理事会は、規則を設けることによ
り、理事会議長が銀行に最も有利であると認め
るときに理事会の会合を招集することなく特定
の問題に関する理事会の決定を要請する手續を
定めることができる。理事会は、特定の金融業
務を承認するための手続についても定めること
ができる。

官 報 (号外)

(f) 理事会は、継続的に会合せず、かつ、銀行に常設しないものとし、理事は、銀行からの報酬又は実費の弁償を受けないものとする。総務会は、総務会が決定した条件に従って、特別多数による議決で、銀行に常設されない理事会を十二人以下の理事により構成される常設の理事会に代えることができる。	(c) 銀行、総裁並びに役員及び職員は、決定を行った場合には、銀行の目的及び業務に関連しては、銀行の目的を達成し及び遂行するため、公平に比較衡量を行う。銀行の総裁並びに役員及び職員は、職務の遂行に当たり、銀行に對してのみ責任を負い、その他の當局に對しては責任を負わない。銀行の各加盟者は、この責任の國際的な性格を尊重し、これらの者の職務の遂行に影響を及ぼすいかなる企図も差し控えなければならない。	(c) 各理事は、理事会における投票において、自己を選出した総務が資格を有する票数を投票する資格を有する。二以上の加盟者を代表する理事は、自己が代表する二以上の加盟者の票を分割して投ずることができる。この協定に別段の明文の規定がある場合を除くほか、理事会が決定すべきすべての事項は、投票した理事の投票権数の過半数によって決定する。
(a) 総裁は、理事会の指揮の下に銀行の経常的業務を行い、及び銀行の法律上の代表者となる。総裁は、役員及び職員の組織及び任免の責任を負う。役員及び職員の任命に当たっては、能率及び技術的能力が最も重要なが、総裁は、この地域からの採用に妥当な注意を払った上、加盟者間の広範な地理的基礎に基づいて採用することについても妥当な考慮を払う。	(a) 各加盟者の投票権数は、銀行の資本における当該加盟者の応募株式数に等しいものとする。加盟者が第五条の規定に基づき応募した株式の払込部分に関し、払込期限が到来した額のいずれかの部分を払い込んでいない場合には、当該加盟者は、その未払が継続する限り、払込期限の到来した未払額が銀行の資本における当該加盟者の応募株式の払込部分の総額に対し占める割合に等しい割合の投票権数を行使することができない。	(a) 銀行の主たる事務所は、エジプト・アラブ共和国のカイロに置く。
(b) 総務会は、総務の過半数であつて加盟者の総投票権数の過半数を代表するものによる投票により総裁一人を選出する。総裁は、在任期間中、総務、理事、総務代理又は理事代理であつてはならない。総裁の任期は、五年とするものとし、一回に限り再選されることができる。ただし、総裁は、総務会が特別多数による議決で決定する場合には、退任する。総裁がいざかの理由により欠員となつたときは、総務会は、この日の規定に従い五年を限度とする期間で後任者を選出する。総務会は、総裁の給料及び勤務に関する契約の条件を定める。	(b) 各加盟者の投票権数は、銀行の資本における当該加盟者の応募株式数に等しいものとする。加盟者が第五条の規定に基づき応募した株式の払込部分に関し、払込期限が到来した額のいずれかの部分を払い込んでいない場合には、当該加盟者は、その未払が継続する限り、払込期限の到来した未払額が銀行の資本における当該加盟者の応募株式の払込部分の総額に対し占める割合に等しい割合の投票権数を行使する。	(b) 各加盟者は、銀行が保有する当該加盟者の貸その他の銀行の資産の寄託所として、その中央銀行又は銀行との合意によって定める他の機関を指定する。
(b) 各総務は、総務会における投票において、自己が代表する加盟者の票を投する資格を有する。この協定に別段の明文の規定がある場合を除くほか、総務会は、この日の規定に従い五年を限度とする期間で後任者を選出する。総務会は、総裁の給料及び勤務に関する契約の条件を定める。	(b) 各加盟者は、銀行がこの協定の下で生ずるものとし、銀行がこの協定の下で生ずることのできる合理的な期間内に当該加盟者が異議を申し立てないときは、同意が与えられたものとみなす。	(b) 各加盟者は、銀行がこの協定の下で生ずることのできる合理的な期間内に当該加盟者が異議を申し立てないときは、同意が与えられたものとみなす。
(b) 各総務は、銀行がこの協定の下で生ずることのできる合理的な期間内に当該加盟者が異議を申し立てないときは、同意が与えられたものとみなす。	(i) 人事事項に関する訴え 銀行の財産及び資産は、銀行に対する裁判又は仲裁判断の確定前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。 (ii) 人事事項に関する訴え 銀行の財産及び資産は、銀行に対する裁判又は仲裁判断の確定前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。	(i) 人事事項に関する訴え 銀行の財産及び資産は、銀行に対する裁判又は仲裁判断の確定前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。
(b) 各加盟者は、銀行がこの協定の下で生ずることのできる合理的な期間内に当該加盟者が異議を申し立てないときは、同意が与えられたものとみなす。	(b) 特別基金の資産を含む銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、行政上又は立法上の措置による搜査、徵發、没収、收用その他あらゆる形式の押収を免除されない。	(b) 銀行のすべての財産及び資産は、この協定に基づいて業務を遂行するために必要な範囲内

第八章 特権及び免除

第三十四条 この章の目的

銀行がその任務を遂行することができるようになるため、銀行に対し、この章に規定する特権及び免除を加盟者の領域において与える。

第三十五条 訴訟手続

銀行に対する訴えについては、第四十三条の規定の対象とされている訴えを除くほか、銀行の事務所がある加盟者又は銀行が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるために代理人を任命している加盟者の領域内の管轄裁判所にのみ提起することができる。銀行に対する次の訴えは、提起することができない。

第三十六条 資産

第三十七条 所在地

第三十二条 所在地

<p>で、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムも課されない。</p> <p>第三十七条 文書及び通信</p> <p>(a) 銀行の文書は、所在地のいかんを問わず、不可侵とする。</p> <p>(b) 各加盟者は、銀行の公用通信に対し、他の加盟者の公用通信に対して与える待遇と同一の待遇を与える。</p> <p>第三十八条 銀行の構成員</p> <p>(a) 銀行の総務、理事、総務代理、理事代理、役員及び職員、銀行のための任務を遂行する専門家並びに総裁は、次の特権及び免除を享受する。</p> <p>(i) 公的資格で行う行為についての訴訟手続から免れる。ただし、当該免除は、これらの免除並びにこれらの者の公用の書類及び文書の不可侵。ただし、当該免除は、これらの総務、理事、総務代理、理事代理、役員、職員、専門家又は総裁が引き起こした道路交通事故から生ずる損害の場合における民事責任については、適用されない。</p> <p>(ii) これら者が当該加盟者の国民でない場合には、当該加盟者が他の加盟者の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜。</p> <p>(iii) 加盟者が他の加盟者の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える旅行上</p>	
<p>(b) 銀行の主たる事務所、他の事務所又は代理事務所が置かれる加盟者の領域内に居住する總裁、役員、職員及び銀行のための任務を遂行する専門家の配偶者及び直接の被扶養者は、可能な限り、当該加盟者の法律に従い、当該加盟者の領域内で就職する機会を与えられる。</p> <p>第三十九条 税税</p> <p>(a) 銀行、その資産、財産及び収入並びにこの協定に基づいて認められる銀行の業務及び取引については、すべての内国税及び関税を免除する。銀行は、公租公課の徵收又は納付の義務についても免除される。</p>	<p>の便宜に関する待遇と同一の待遇</p>
<p>第四十条 この章の規定の適用</p> <p>各加盟者は、この章に規定する原則を各自の法律において実施するためにその管轄内で必要な措置を速やかにとり、かつ、その措置の詳細を銀行に通報する。</p> <p>第四十一条 放棄</p> <p>この章に規定する免除、課税免除及び特権については、銀行の利益のために与えられるものとし、銀行の利益を害さない場合には、銀行が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。總裁は、銀行の役員、職員又は専門家に与えられる免�除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、銀行の利害を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、当該免�除を放棄する。これと同様の状況の下において及び同一の条件により、總務会は、總裁に関する免除外、特権又は課税免除を放棄する権利及び義務を有する。</p>	<p>証書又は投資に対して不利な差別を設ける課税及び債務証書その他の証書の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は銀行が維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税のいずれも行ってはならない。</p>
<p>第四十二条 総務会の裁決</p> <p>(a) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行った場合には、いずれの加盟者も、当該決定に係る疑義を總務会に付託することを要求することができる。</p> <p>(b) 理事会が(a)の規定に基づいて行動することができる。</p> <p>第四十三条 銀行と脱退した旧加盟者又は資格を停止された加盟者との間の紛争</p> <p>銀行と脱退した旧加盟者又は資格を停止された加盟者との間の紛争は、前条の規定の適用を妨げることなく、附屬書Aに定める手続に従って解決する。</p>	<p>第十四条 改正</p>
<p>第十五条 総務会の改定</p> <p>総務会は、特別多数による議決でこの協定(付表及び附属書を含む。)を改正することができる。ただし、第五条及び第五十二条に定める優先引受権に関する規定、第四十六条规定(付表A第二条(f)(責任の限度))の改正は、すべての加盟者の賛成投票を必要とする。</p> <p>第十六条 手続</p> <p>この協定(付表及び附属書を含む。)を改正する</p>	<p>疑義につき特に關係を有する加盟者であつて理事会に直接の代表者を有していないものは、当該疑義が審議されるすべての理事会の会合に自己の代表を出席させることができる。</p> <p>(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行った場合には、いずれの加盟者も、当該決定に係る疑義を總務会に付託することを要求することができる。</p> <p>(b) 理事会が(a)の規定に基づいて行動することができる。</p> <p>第十七条 改正</p> <p>総務会は、特別多数による議決でこの協定(付表及び附属書を含む。)を改正することができる。ただし、第五条及び第五十二条に定める優先引受権に関する規定、第四十六条规定(付表A第二条(f)(責任の限度))の改正は、すべての加盟者の賛成投票を必要とする。</p> <p>第十八条 手続</p> <p>この協定(付表及び附属書を含む。)を改正する</p>

提案は、加盟者、総務又は理事のいずれによるものであつても、理事会議長に送付されるものとし、議長は、この提案を理事会に提出する。改正案は、理事会が支持した場合には、承認を得たために総務会に提出される。改正が総務会により正当に採択された場合には、銀行は、すべての加盟者にてた公式の通報によってこの旨を確認する。改正は、総務会が異なる日を明示しない限り、公式の通報の日の後九十日すべての加盟者について効力を生ずる。

第十一章 脱退、資格停止及び業務の終了

加盟者は、自らについてこの協定が効力を生じた日の後三年を経過した後は、銀行の主たる事務所に対して書面による通告を行うことにより、いつでも銀行から脱退することができる。脱退は、銀行が当該通告を受領した日の後九十日で効力を生ずる。加盟者は、脱退の効力が生ずる前はその通告を撤回することができる。

第四十六条 脱退

加盟者は、自らについてこの協定が効力を生じた日の後三年を経過した後は、銀行の主たる事務所に対して書面による通告を行うことにより、いつでも銀行から脱退することができる。脱退は、銀行が当該通告を受領した日の後九十日で効力を生ずる。加盟者は、脱退の効力が生ずる前はその通告を撤回することができる。

第四十七条 資格停止

(a) 総務会は、加盟者がこの協定に基づくいずれかの義務を履行しない場合には、特別多数による議決で、当該義務を履行しない加盟者の資格を停止することができる。

(b) 加盟者は、資格停止中は、この章及び第九章に定める脱退する権利その他の権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利も有しないが、引き続きすべての義務に服さなければなら

ない。

(c) 資格を停止された加盟者は、その資格停止の日から一年で自動的に加盟者でなくなる。ただし、総務会が資格停止期間の延長又は当該加盟店者の資格の回復を決定する場合には、この限りでない。

れを履行し又はその将来の履行に備えるための取扱があることを条件とする。

第五十条 業務を終了する場合における債権者その他の者の保護

銀行が業務を終了する場合には、

銀行は、その資産の秩序ある換価、保全及び管理並びにその債務の決済に付随する活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止する。

(a) 加盟者でなくなった場合においても、旧加盟者は、加盟者でなくなる前に効力を有していたこの協定に基づく当該旧加盟者のすべての義務（偶発債務についてのものを含む。）について引き続き責任を有する。

(b) 銀行は、(a)の規定の適用を妨げることなく、旧加盟者との債権及び債務を決済するための取極を締結する。この取極は、総務会の承認を受けるものとする。

(c) 銀行は、債権者（保証契約に基づく債権者を含む。）に対するすべての債務についてこれを履行し又はその将来の履行に備えるために迅速かつ適当な措置をとる。

第四十九条 業務の検討及び終了並びに資産の売却

(a) 総務会は、創立総会の後十年目の年に銀行業務の根本的な検討を行つ。

(b) 銀行が、第四十九条(b)の規定に基づく決定を行ひ、前条の(a)及び(c)の規定に従つた措置をとった後又は第四十九条(c)の規定により銀行のすべての若しくは実質的にすべての資産を売却した後に、総務会は、特別多数による議決で、応募資本に占める各加盟者の持分の割合に応じた加盟者への分配を決定することができる。

(c) 総務会は、特別多数による議決で、銀行の貸付債権を含むすべての又は実質的にすべての銀行の資産を売却することができる。ただし、その売却に先立ち、債権者（保証契約に基づく債権者を含む。）に対するすべての債務についてこ

とを必要としない。資産の分配については、すべて、総務会が決定する時期に及び総務会が公正かつ公平と認める方法で行う。

第五十二条 定義

(a) 「優先引受け権」とは、加盟者が、総務会が決定する一定の条件に従い、資本の増額の直前ににおいて自らの応募額が応募資本の総額に対しても占める割合に等しい割合で資本の増額分について応募する適当な機会を与えるこという。

(b) 銀行は、特別基金の残余の資産を関連する合意に基づき分配する。

第十一章 定義及び最終規定

(a) 「特別多数」とは、総投票権数の八十パーセントの賛成票をいう。

(b) 「通常財源」には、次のものを含む。

(i) 株式の払込部分及び請求払部分を含む銀行の授権資本

(ii) 第十九条(a)の規定によって与えられた権限に基づき銀行が借り入れによって調達した資金

(iii) (i)及び(ii)に定める財源で行われた貸付け又は保証に係る返済によって得た資金及び当該財源で行われた株式又は持分への投資の处分による収入

(iv) (i)から(iv)までに定める財源で行われた貸付け及び株式又は持分への投資から生ずる収入並びに当該財源に基づいた保証から生ずる収入

り分け、資産の各種類について画一的であるこ

入

(v) 銀行が受領するその他の資金又は収入で あって、(d)に規定する銀行の特別基金財源の 一部を構成しないもの
「特別基金財源」とは、特別基金の財源をい い、次のものを含む。
(i) 銀行がいすれかの特別基金に繰り入れた ために受け入れる資金
(ii) いすれかの特別基金の財源から行われた貸 付け又は保証に関して返済された資金及び当 該財源から行われた株式又は持分への投資か らの収入であつて、当該特別基金を規律する 合意に従つて当該特別基金によつて受領され たもの
(iii) 特別基金の財源を運用することによつて得ら れる収入

第五十三条 署名、批准、受諾又は承認
及び効力発生

本部において、付表Aに掲げるすべての加盟予

定者による署名のために開放しておく。この協

定は、署名者により、自口の手続に従つて批准

され、受諾され又は承認されなければならな

い。

(b) この協定の批准書、受諾書又は承認書及び

この協定の改正については、この協定の寄託者

として行動する国際連合事務総長(以下「寄託

者」という。)に寄託する。寄託者は、署名者に

(a) この協定が署名のため開放された後二年以 内に効力を生じない場合には、寄託者は、将来 の行動方針を決定するため、関係者の会議を招 集する。
第五十四条 創立総会
(a) この協定が効力を生じたときは、寄託者は、 総務会の創立総会を招集する。この総会は、こ の協定が効力を生じた日から六十日以内又は その後できるだけ速やかに銀行の主たる事務所 において開催する。
(b) 総務会は、創立総会において、次のことを行 う。
(i) 総裁及び理事を選出すること。
(ii) 銀行の業務の開始の日を決定するための措 置をとること。
(iii) 銀行の業務の開始の準備のために必要と認 められるその他の措置をとること。
(iv) 銀行は、その業務の開始の日を加盟者に通報

(v) 銀行が受領するその他の資金又は収入で
あって、(d)に規定する銀行の特別基金財源の
一部を構成しないもの

い、次のものを含む。

「特別基金財源」とは、特別基金の財源をい

い、次のものを含む。

めに受け入れる資金

(ii) いすれかの特別基金の財源から行われた貸

付け又は保証に関して返済された資金及び当

該財源から行われた株式又は持分への投資か

らの収入であつて、当該特別基金を規律する

合意に従つて当該特別基金によつて受領され

たもの

(iii) 特別基金の財源を運用することによつて得ら

れる収入

第五十三条 署名、批准、受諾又は承認
及び効力発生

本部において、付表Aに掲げるすべての加盟予

定者による署名のために開放しておく。この協

定は、署名者により、自口の手続に従つて批准

され、受諾され又は承認されなければならな

い。

(b) この協定の批准書、受諾書又は承認書及び

この協定の改正については、この協定の寄託者

として行動する国際連合事務総長(以下「寄託

者」という。)に寄託する。寄託者は、署名者に

この協定の認証原本を送付するものとし、批准

書、受諾書又は承認書の寄託及びその日付並び

にこの条約の効力発生の日を署名者に通報す

る。

(c) この協定は、付表Aに掲げる当初の応募額の

総額の六十五パーセント以上を代表する署名者

がそれぞれの批准書、受諾書又は承認書の寄託

を完了した日に効力を生ずる。

(d) この協定が効力を生じた後に批准書、受諾書

又は承認書を寄託する加盟予定者については、

この協定は、その寄託の日に効力を生ずる。

(e) この協定が署名のために開放された後二年以
内に効力を生じない場合には、寄託者は、将来
の行動方針を決定するため、関係者の会議を招
集する。

第五十四条 創立総会

(a) この協定が効力を生じたときは、寄託者は、
総務会の創立総会を招集する。この総会は、こ
の協定が効力を生じた日から六十日以内又は
その後できるだけ速やかに銀行の主たる事務所
において開催する。

(b) 総務会は、創立総会において、次のことを行
う。

(i) 総裁及び理事を選出すること。

(ii) 銀行の業務の開始の日を決定するための措
置をとること。

(iii) 銀行の業務の開始の準備のために必要と認
められるその他の措置をとること。

(iv) 銀行は、その業務の開始の日を加盟者に通報

する。

第五十五条 登録

寄託者は、国際連合憲章第百一一条の規定及びこ
れに基づいて国際連合総会が採択した規則によ
り、この協定を国際連合事務局に登録する。

千九百九十六年八月二十八日に、英語により本
書一通を作成した。

加 盟 者	株 式 総 数	(払込部分) (特別引出権)	(請求払込部分) (特別引出権)
域内加盟者			
アルジェリア	六六七、七四〇	一六、六九三、五〇〇	五〇、〇八〇、五〇〇
エジプト・アラブ共和国	一、三三五、四八〇	三三三、三八七、〇〇〇	一〇〇、一六一、〇〇〇
イスラエル	一、三三五、四八〇	三三三、三八七、〇〇〇	一〇〇、一六一、〇〇〇
ヨルダン	一、三三五、四八〇	三三三、三八七、〇〇〇	一〇〇、一六一、〇〇〇
モロッコ	六六七、七四〇	一六、六九三、五〇〇	五〇、〇八〇、五〇〇
パレスチナ暫定自治政府	一、三三五、四八〇	三三三、三八七、〇〇〇	一〇〇、一六一、〇〇〇
テュニジア	六六七、七四〇	五〇、〇八〇、五〇〇	五〇、〇八〇、五〇〇

官報(号外)

第一条 払込み

- (a) 当初の資本の株式に関する加盟者のすべての払込義務については、千九百九十五年八月一日から千九百九十五年十月三十一日までの期間の特別引出権の自由利用可能通貨又は歐州通貨単位による表示額の平均値を基準として履行する。
- (b) 原加盟者は、応募した株式の払込部分を二十分ペーセントずつの五回の分割払により払い込む。各加盟者は、この協定がその加盟者について効力を生ずる日から九十日以内に最初の分割払の額を払い込み、残りの四回の分割払の額については、順次、前回の分割払の額の払込期限が到来した日から一年後に各加盟者の各自の法律上の要件に従って払い込む。

(c) 株式の払込部分のそれぞれの分割払の額は、現金により又は自由利用可能通貨若しくは歐州通貨単位により表示される譲渡禁止かつ無利子の約束手形若しくはこれに類する債務証書であって、銀行の債務若しくは業務上の必要性を履行するために理事会の決定に従って比例的に現金化されるものにより払い込まれる。

- (d) 銀行の資本の請求払部分に対する応募額の払込みについては、銀行の債務を履行するために必要な場合に限り、払込請求に応じて行う。応募額の未払込部分の払込請求は、すべての株式

について一律に行う。銀行は、払込請求により受領した額が当該払込請求を必要とした債務を履行するために十分でない場合には、受領額が当該債務を履行するために十分なものとなるまで、未払込の応募額について引き続き払込請求を行うことができる。

(e) 現金による応募額の払込については、自由利用可能通貨で行う。この条の規定の適用上、自由利用可能通貨とは、国際通貨基金が自由に利用可能と認めた通貨をいう。

(f) 株式に基づく責任は、発行価格の未払込部分相当額を限度とする。

附屬書A 仲裁

第一条

この附屬書の対象とされている紛争の両当事者は、仲裁に付する前に交渉によって紛争を解決するよう努める。交渉開始の要請の日から百二十日以内に当事者間で解決することができなかつた場合には、交渉は、尽くされたものとみなされる。

第二条

紛争に関する審理の開始後は、いずれの当事者も、自分が任命した仲裁人を変更することができない。いずれかの仲裁人（裁判所の裁判長を含む）が辞任し、死亡し又は職務を行なうことができなくなった場合には、後任者をその前任者の任命の際とられた方法で任命する。後任者は、前任の仲裁人と同一の権限及び任務を有する。

第五条

仲裁手続は、仲裁を求める当事者（以下「申立人」という）が他方の当事者（以下「相手方」といいう）に対して通告を行ふことにより開始される。

通告には、紛争の性質、求めている救済及び申立て最初の法廷を開く。その後は、裁判所が開廷の場所及び日を決定する。

第六条

裁判所は、この附屬書に別段の定めがある場合及び両当事者が別段の合意をする場合を除くほ

は、通告の受領の日の後三十日以内に自己が任命する仲裁人の氏名を申立人に通知する。両当事者は、第二の仲裁人の任命の日から三十日以内に第三の仲裁人を選定するものとし、当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所（以下「裁判所」という）の裁判長として行動する。

第七条
か、仲裁手続を決定する。

裁判所は、自己の管轄について判断する。ただし、紛争が協定第四十二条の規定に基づき理事会又は総務会の管轄に属する旨の異議が裁判所に提示され、裁判所がその異議を正当なものと認める場合には、裁判所は、場合に応じて理事会又は総務会にその異議を付託するものとし、当該異議について決定が行われるまで仲裁手続きを停止する。裁判所は、この決定に拘束される。

裁判所が申立人の通告の日から六十日以内に構成されない場合には、任命されていない仲裁人又は選定されていない裁判長は、国際司法裁判所長又はその任命を行つたために銀行が採択した規則で定める他の当局により任命される。

第四条

紛争に関する審理の開始後は、いずれの当事者も、自分が任命した仲裁人を変更することができない。いずれかの仲裁人（裁判所の裁判長を含む）が辞任し、死亡し又は職務を行なうことができなくなった場合には、後任者をその前任者の任命の際とられた方法で任命する。後任者は、前任の仲裁人と同一の権限及び任務を有する。

第八条

裁判所は、この附屬書の対象とされている紛争について、この協定、銀行の基本規程その他の規則及び適用可能な国際法の規則を適用する。

第九条

裁判所は、両当事者に対し公正な陳述の機会を与える。裁判所は、すべての決定を過半数による議決で行つるものとし、その決定の基礎となつた理由を述べる。裁判所の仲裁判断は、書面によるものとし、少なくとも一人の仲裁人が署名する。その写しについては、両当事者に送付する。仲裁判断は、最終的なものであり、かつ、両当事者を拘束する。上訴、取消し又は再審は、許されない。

裁判所は、この附屬書に別段の定めがある場合及び両当事者が別段の合意をする場合を除くほ

審査報告書

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成九年四月一日

大蔵委員長 松浦 孝治

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び拠出等について所要の規定を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

(目的)

第一条 この法律は、中東・北アフリカ経済協力開発銀行(以下「銀行」という。)に加盟するため必要な措置を講じ、及び中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資等)

第二条 政府は、銀行に対し、四百六十七億九千八百十二万三千八百六十九円の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

初年度現金出資分の一億六千九百九十五万四千円が、同銀行出資として平成九年度一般会計予算に計上されている。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条规定により送付する。

平成九年二月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成九年四月一日

環境特別委員長 渡辺 四郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際的に高い価値があると認められるのは「中東・北アフリカ経済協力開発銀行」と、「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)の規定にかかるわらず、協定第三十三条(a)の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行ふものとする。

附 則

1 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

南極地域の環境の保護に関する法律案
は、本法の施行に当たり、次の事項について適切

きる。

2 前項の規定により出資し又は拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。」の場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあたる「中東・北アフリカ経済協力開発銀行」と、「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」と読み替えるものとする。

平成九年四月一日

審査報告書

南極地域の環境の保護に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年四月一日

環境特別委員長 渡辺 四郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際的に高い価値があると認められている南極地域の環境を保護することが人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することにかんがみ、環境保護に関する南極条約議定書の的かつ円滑な実施を確保するため、南極地域の環境に及ぼす影響の程度が著しい行為がないかどうかの審査を行うための南極地域活動計画の確認の制度を創設するとともに、南極地域における行為の制限に関する措置等を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

南極地域の環境の保護に関する法律案
は、本法の施行に当たり、次の事項について適切

な措置を講ずべきである。

一 本法の実効性を確保するため、南極地域への環境庁職員の派遣など審査及び監督体制の確立を図ること。

二 環境保護に関する南極条約議定書に基づく検察と本法に基づく審査及び監督との効果的な連携を図り、本法及び議定書の実効性の確保に努めること。

三 南極地域活動に係る環境影響評価の十分な実施に努めるとともに、締約国間における同制度の運用方針の確立を急ぐこと。

四 昭和基地に集積・保管された雪上車、ドラム缶等の廃棄物の適切な処理を行うなど、同基地の環境保全体制の確立に努めること。

五 増加する観光客に対し、「基本的な配慮事項」の周知徹底を図るとともに、旅行業者に対する適切な指導を行つこと。

なお、指導に当たつては、一九九四年の南極条約協議国会議で合意された「南極観光及び非政府活動に関する勧告」に基づく「南極の観光及び非政府活動に関する手引き」を配慮すること。

六 ペンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

右決議する。

号外 報告

南極地域の環境の保護に関する法律案

二 南極地域の固有の価値 南極地域の科学上、歴史上若しくは芸術上の価値又は原生の状態を維持している」との価値をいう。

三 南極地域活動 南極地域においてする科学的調査、観光その他の活動(一定の目的のためににする一連の行為をいう。)をいう。

四 南極地域活動計画 一又は二以上の南極地域活動に係る一の計画をいう。

五 南極特別保護地区 議定書附属書V第三条¹又は3の規定により指定された南極特別保護地区であつて、総理府令で定めるものをいう。

六 特定活動 南極地域の海域においてする次に掲げる南極地域活動(次に掲げる南極地域活動以外の南極地域活動と一体となって行われるもの)を除く。)をいう。

イ 南極地域の海域に生息し、又は生育する水産動植物の採捕であつて当該採捕を制限し、又は禁止する法令の規定(政令で定めるものに限る。)に反することなく行われるもの及びこれに付随する総理府令で定める行為

ロ 船舶の航行又は航空機の飛行(南極特別保護地区への立入りを除く。)及びこれらに付随する総理府令で定める行為

ハ 科学的調査であつてその結果を公表することとされているもの(イに掲げるものを除く。)

目次

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 南極地域活動計画の確認(第五条～第一

十二条)

第三章 南極地域における行為の制限

第一節 鉱物資源活動の制限(第十三条)

第二節 動物及び植物の保存のための制限(第十四条)

第三節 廃棄物の適正な処分及び管理(第十

五条 第十八条)

第四節 南極特別保護地区及び南極史跡記念

物の保護のための制限(第十九条～

(定義)

第五章 監督(第二十一条～第二十三条)

第六章 執則(第二十九条～第三十二条)

附則

第一章 総則

(四則)

第一条 この法律は、国際的に協力して南極地域

の環境(これに依存し及び関連する生態系並びにこれとともに包括的に保護されるべき南極地域の固有の価値を含む。以下単に「南極地域の環境」という。)の保護を図るために、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書を基づく検察と本法に基づく審査及び監督体制の確立に努めること。

二 本法の実効性を確保するため、南極地域への環境庁職員の派遣など審査及び監督体制の確立を図ること。

三 南極地域活動に係る環境影響評価の十分な実施に努めるとともに、締約国間における同制度の運用方針の確立を急ぐこと。

四 昭和基地に集積・保管された雪上車、ドラム缶等の廃棄物の適切な処理を行うなど、同基地の環境保全体制の確立に努めること。

五 増加する観光客に対し、「基本的な配慮事項」の周知徹底を図るとともに、旅行業者に対する適切な指導を行つこと。

なお、指導に当たつては、一九九四年の南極条約協議国会議で合意された「南極観光及び非政府活動に関する勧告」に基づく「南極の観光及び非政府活動に関する手引き」を配慮すること。

六 本法の実効性を確保するため、南極地域の環境保護に関する南極条約議定書に基づく検査と本法に基づく審査及び監督との効果的な連携を図り、本法及び議定書の実効性の確保に努めること。

七 本法の実効性を確保するため、南極地域への環境庁職員の派遣など審査及び監督体制の確立を図ること。

八 本法の実効性を確保するため、南極地域への環境庁職員の派遣など審査及び監督体制の確立を図ること。

九 本法の実効性を確保するため、南極地域への環境庁職員の派遣など審査及び監督体制の確立を図ること。

十 本法の実効性を確保するため、南極地域への環境庁職員の派遣など審査及び監督体制の確立を図ること。

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

七 南極環境構成要素 南極地域の大気、南極地域の水、南極地域に生息し、又は生育する動植物その他の南極地域の環境の構成要素（南極地域の気象その他のこれら構成要素の現象又は状態を含む。）であつて、総理府令で定めるものをいう。

八 南極環境影響 南極地域活動が南極環境構成要素に及ぼす影響をいう。

九 鉱物資源活動 鉱物（石炭、亜炭、石油及び天然ガスを含む。）の探鉱及び採鉱をいう。

十 南極哺乳類 哺乳綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十一 南極鳥類 鳥綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十二 廃棄物 南極地域の陸域（上空を除く。以下この号において同じ。）において発生し、又は南極地域の陸域に持ち込まれた固形状又は液状の不要物をいう。

十三 南極史跡記念物 議定書附属書V第八条

5 後段に規定する史跡及び歴史的記念物の一覧表に掲げられた史跡及び歴史的記念物であつて、総理府令で定めるものをいう。（基本的な配慮事項の公表）

第四条 環境庁長官は、議定書の的確かつ円滑な実施を図るために、次条第一項に規定する確認を受けた南極地域活動を主宰する者（以下「主宰者」という。）及び南極地域活動の行為者が南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所及び実施方法を構成する行為（次条第一項第一号から八号までに掲げる要件に関連するものに限る。）の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名が確定している場合においては、当該氏名を定めて公表するものとする。

者」という。）及び南極地域活動の行為者が南極地域の環境の保護のために配慮しなければならない基本的な事項（以下この条において「基本的な配慮事項」という。）を定めて公表するものとする。

2 環境庁長官は、基本的な配慮事項を定めようとするときは、文部大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、基本的な配慮事項の変更について適用する。

第二章 南極地域活動計画の確認

（確認に係る南極地域活動以外の南極地域活動の制限）

第五条 何人も、南極地域においては、第七条第一項各号に掲げる要件に該当する旨の環境庁長官の確認（次項を除き、以下単に「確認」という。）を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動以外の南極地域活動をしてはならない。

一 主宰者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

二 当該南極地域活動計画の目的

三 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者の人数

四 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者の氏名が確定している場合にあっては、当該氏名

3 前項に規定する南極地域活動をしようとする者は、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

（南極地域活動計画の確認の申請）

第六条 南極地域活動計画の確認についての申請（以下この条から第十条までにおいて単に「申請」という。）は、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰しようとする者が次に掲げる事項を記載した申請書（以下単に「申請書」という。）を環境庁長官に提出して行わなければならない。

一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 法人であつて、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

三 第一項の規定により申請書を環境庁長官に提出する者（以下「申請者」という。）は、当該申請書に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の南極環境影響について環境庁長官が定めるところにより調査、予測及び評価を行い、その結果を記載した図書を当該申請書とともに環境庁長官に提出することができる。

4 申請書の様式、記載要領その他の必要な事項は、総理府令で定める。

（南極地域活動計画の確認の基準）

第七条 環境庁長官は、申請に係る南極地域活動計画に含まれるすべての南極地域活動が次の要件に該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い確認をするものとする。

一 当該南極地域活動を構成する行為中に第十一条、第十四条第一項、第十六条、第十八条

及び第二十条の規定に違反するものがないこと。

2 南極地域活動は、次に掲げるものであつてはならない。

一 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が第十四条第一項各号に該当する場合

には、当該行為の目的が総理府令で定める当該行為の区分¹⁾とに総理府令で定めるもの

(科学的調査、教育資料の収集その他これに類する目的に限る)であり、かつ、当該目的を達成するため必要な限度においてするものであることとの他の総理府令で定める条件に適合すること。

三 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が南極特別保護地区への立入りに該当する場合には、当該行為が議定書附属書Ⅳ第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区ごとに総理府令で定める要件に適合すること(当該管理計画が指定されない南極特別保護地区ごとに総理府令で定める要件に適合するところにあっては、科学的調査のため欠くことができないものであること)。

四 次項の規定に適合すること。

五 前三号に掲げる南極地域活動のうちその南極環境影響の程度が軽微でないものにあっては、これらの号に規定するところに適合するほか、当該南極環境影響の程度がその時点において国際的に到達されている水準の南極環境影響に関する科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがないこと。

うため必要があると認めるときは、申請者に対し、相当な期限を付して、書面をもって、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができるものとする。この場合において、当該書面には、当該措置をとるべき理由を付さなければならない。

一 申請書を訂正すること。

二 第六条第三項に規定する図書を提出すること。

三 第六条第三項に規定する図書の記載事項の修正又は補充を行うこと。

2 前項の規定による命令があつた場合において、申請者が同項の期限までに当該命令に係る措置をとらないときは、環境庁長官は、当該申請を却下しなければならない。

3 環境庁長官は、申請書が提出された場合において、申請に係る南極地域活動計画が次の各号に掲げるものに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならぬ。

4 環境庁長官は、前項の規定による措置をとるうとする場合において必要があると認めるときは、総理府令で定めるところにより、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動について、南極地域に関し専門の学識経験のある者の意見を聴くことができる。

5 環境庁長官は、南極地域の環境を保護するため必要があると認めるときは、その必要的限度において、第三項第一号の規定による確認に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動(その南極環境影響が極めて軽微なもの除く)について南極環境構成要素(あらかじめ環境庁長官が通知する南極環境影響に係るものに限る)の観測又は測定を総理府令で定めるところにより行い、その結果を環境庁長官に報告すること。

一 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第一項各号に掲げる要件に該当する南極地域活動計画、当該南極地域活動計画の確認をして、その旨を書面をもって申請者に通知すること。

二 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第一項第一号から第四号までに該当し、かつ、それに含まれる南極地域活動の全部又はに含まれる南極地域活動が前条第一項各号に掲

おそれがあることから締約国の政府並びに日本国内及び日本国外の一般の意見を求める必要がある南極地域活動計画、次条の規定による措置をとる旨及びその理由を書面をもって申請者に通知すること。

三 前二号に掲げるもの以外のもの、当該南極地域活動計画の確認を拒否し、その旨及びその理由を書面をもって申請者に通知すること。

四 環境庁長官は、前項の規定による措置をとるうとする場合において必要があると認めるときは、総理府令で定めるところにより、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動について、南極地域に関し専門の学識経験のある者の意見を聴くことができる。

五 環境庁長官は、南極地域の環境を保護するため必要があると認めるときは、その必要的限度において、第三項第一号の規定による確認に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動(その南極環境影響が極めて軽微なもの除く)について南極環境構成要素(あらかじめ環境庁長官が通知する南極環境影響に係るものに限る)の観測又は測定を総理府令で定めるところにより行い、その結果を環境庁長官に報告すること。

六 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第一項各号に掲げる要件に該当する南極地域活動計画、当該南極地域活動計画の確認をして、その旨を書面をもって申請者に通知すること。

七 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第一項各号に掲げる要件に該当する南極地域活動計画、当該南極地域活動計画の確認をして、その旨を書面をもって申請者に通知すること。

6

第三項第一号の規定による通知について不服がある者は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく異議申立てをすることができる。

7 申請者は、申請に係る南極地域活動計画について確認をし、又は確認を拒否した旨の通知を受けたまでは、いつでも申請を取り下げることができること。

(南極地域活動計画の総覽等)

第九条 環境庁長官は、前条第三項第一号に定める措置をとった日から起算して二週間以内に、

申請に係る南極地域活動計画について、総理府令で定めるところにより、総理府令で定める事項を公告し、及び当該公告の日から起算して三十日間、当該南極地域活動計画に係る申請書及び第六条第三項に規定する図書を総覽に供し、

並びに当該南極地域活動計画についての意見を求めるため議定書附属書第一項の規定する事項を記載した包括的な環境評価書を作成して締約国の政府及び議定書第十一條の環境保護委員会に送付する手続をとらなければならない。

2 何人も、前項の規定により総覽に供された南極地域活動計画について、同項の規定による公告の日から、同項の総覽期間の満了日の翌日から起算して六十日を経過する日までの間に、環境庁長官に対し、南極地域の環境の保護の見地からの意見を、意見書の提出により述べることができる。

3

環境庁長官は、第一項に規定する包括的な環境評価書に対する締約国の政府の意見若しくは前項の意見の内容に照らし南極地域の環境を保護するため必要があると認めるとき、又は議定書附属書第一項の規定に従うた

め必要があると認めるときは、申請者に対し、相当な期限を付して、書面をもって、当該南極地域活動計画について必要な修正を行うべきこととを命ずることができる。この場合において、当該書面には、当該修正を行うべき理由を付さなければならぬ。

4 前条第一項の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第二項中「当該命令に係る措置をとらない」とあるのは、「第九条第三項の規定による命令に係る修正を行わない」と読み替えるものとする。

5 環境庁長官は、第三項の規定による命令に係る修正後の南極地域活動計画(同項の規定によるとする命令をしない場合にあっては、第一項の規定による公告に係る南極地域活動計画)が第七条

3 前項の規定により申請者の地位を承継した者は、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境庁長官に届け出なければならない。

4 第一項の規定は確認を受けた南極地域活動計画に係る主宰者となるとする者について、第二項の規定は確認を受けた南極地域活動計画に係る主宰者について準用する。この場合において、第一項中「環境庁長官に届け出」とあるのは「環境庁長官の承認を受けて」と、第一項中

5 環境庁長官は、第一項各号に掲げる要件に該当すると認めるとときは、当該南極地域活動計画を書面をもって申請者に通知しなければならない。

6 前条第五項の規定は、前項の規定による確認について準用する。

(承継)

第十一条 申請者に代わって申請中の南極地域活動

2

申請者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により当該申請の手続を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その申請者の地位を承継する。

3 前項の規定により申請者の地位を承継した者は、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境庁長官に届け出なければならない。

4 第一項の規定は、当該南極地域活動計画に含まれる一の南極地域活動が開始される日が計画開始日から起算して六月を経過した日以後の日である場合における当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項については、適用しない。

5 環境庁長官は、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

6 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

7 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

8 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

9 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

10 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

11 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

12 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

13 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

14 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

15 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

16 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項について、主宰者から申請があつたとき

行為者について、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれるものであることとを証明する行為者証の交付をするものとする。

6 主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を「失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受ける」とができる。

7 確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、南極地域において、第五項の行為者証を携帯しなければならない。

(主宰者の責務)

第十二条 主宰者は、確認を受けた南極地域活動に計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動の行為者に対し、少なくとも当該南極地域活動に係る第六条第一項第六号及び第七号の事項について説明し、その他の法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう、必要な指導を行わなければならない。

外 報 (号)

第十三条 何人も、南極地域においては、鉱物資源活動をしてはならない。ただし、科学的調査であつてその結果を公表することとされているものについては、この限りでない。

第二節 動物相及び植物相の保存のための制限

第十四条 何人も、総理府令で定める検査を受け

ている場合その他総理府令で定める場合を除き、生きていかない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体(これらの個体の一部を含むものとし、これら加工品を除く)を南極地域に持ち込んではならない。

2 何人も、南極地域においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 南極哺乳類若しくは南極鳥類の卵を採取し、若しくは殺傷し、又は南極鳥類の卵を捕獲し、若しくは殺傷する」と(特定活動に係る行為

又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為(締約国の相

当法令の規定により当該締約国において当該行為に関する許可その他のこれに類する行政

処分を受けてする行為を含む。次号及び第三

号において「確認行為」という。)に該当するものを除く)。

二 次に掲げる場合以外の場合において、生きている生物(ウイルスを含む)を南極地域に持ち込むこと(確認行為に該当するものを除く)。

(廃棄物の処分の制限)

第十六条 何人も、南極地域においては、次の各号のいずれかに規定する方法による場合を除く。

一 固形状の廃棄物であつて可燃性のもの(政令で定めるものを除く)の陸域における焼却による処分であつて、総理府令で定める焼却の方法に関する基準に従つてするもの

二 液状の廃棄物(ふん尿を含むものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「液状廃棄物」という。)であつて、氷床に覆われ、かつ、海岸又は氷棚の先端から内陸の方

向に遠く離れた地域として総理府令で定める地域において発生するものの当該地域における埋立による処分であつて、総理府令で定める埋立ての方法に関する基準に従つてす

3 南極地域に動植物(これらの個体の一部及び加工品を含む)を持ち込んだ者は、南極地域の動物相又は植物相の保存に支障を及ぼすことがないよう、当該動植物を適切に管理するよう努めなければならない。

第三節 廃棄物の適正な処分及び管理

(廃棄物の発生の抑制等)

第十五条 何人も、南極地域においては、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、発生した廃棄物を南極地域から除去するよう努めなければならない。

第三節 廃棄物の適正な処分及び管理

(廃棄物の発生の抑制等)

四 前号に掲げる液状廃棄物の処分に伴つて生ずる汚泥(総理府令で定めるものに限る)の船舶から海域への排出であつて、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の規定に従つてするも

の

五 廃棄物を除去するとによる南極環境影響の程度がそれを遺棄するとによる南極環境影響の程度よりも大きいと認められる場合として総理府令で定める場合における当該廃棄物のその場への遺棄

六 前各号に掲げるもののほか、液状廃棄物の陸域における処分又は陸域から海域への排出であつて、南極地域において行為をする上でやむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微であるものとして総理府令で定めるもの

(廃棄物の適切な保管)

第十七条 何人も、廃棄物が南極地域から除去され、又は前条各号に掲げる廃棄物の処分がされ

るまでの間は、廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透しないよう、適切な場所又は施設において適切に保管するように努めなければならない。

(ボリ塩化ビフェニル等の持込みの禁止)

第十八条 何人も、南極環境影響の程度が軽微な場合として総理府令で定める場合を除き、ボリ塩化ビフェニル(別名P.C.B.)その他廃棄物となつた場合における除去又は処分の南極環境影響の程度が著しい物として政令で定めるものを南極地域に持ち込んではならない。

第四節 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための制限

(南極特別保護地区への立入りの制限)

第十九条 何人も、特定活動としてする立入り、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動に係る立入り及び総理府令

規定により当該締約国において当該立入りに関する許可その他のこれに類する行政処分を受けた立入りに該当する場合を除き、南極特別保護地区に立ち入ってはならない。

(南極史跡記念物の除去等の禁止)

第二十条 何人も、南極史跡記念物を除去し、損傷し、又は破壊してはならない。

第四章 監督

(報告と収取)

第二十一条 環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、主宰者又は南極地域におい

て行為をする者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十二条 環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、南極地域にある建築物、日本船若しくは日本航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入らせ、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 譲定書第十四条²に規定する監視員は、譲定書で定める範囲内で、南極地域にある建築物、船舶若しくは航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入り、車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

3 環境庁長官は、第一項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべきことを命じた場合において、当該命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、自ら原状回復をし、又は

4 前項に規定する行為をした者は、総理府令で定めるところにより、当該行為が終了した後、遅滞なく、環境庁長官に対し、当該行為をした旨及びその実施状況を報告しなければならない。

いて、南極地域の環境の保護のために必要があると認めるときは、当該行為をし、若しくはしようとする者又は主宰者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境庁長官は、確認の時には予想することができる南極地域の環境の変化又は確認の時になかつた南極地域の環境の科学的知見の充実により、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が第七条第二項各号のいずれかに該当することとなった場合において、南極地域の環境を著しく損ね、又は損ねるおそれがあるために当該南極地域活動を放置することができるないと認めるときは、当該南極地域活動の主宰者又は当該南極地域活動を構成する行為をし、若しくはしようとする者に対し、当該南極地域活動又は当該行為の中止を命じ、その他南極地域の環境を保護するために必要な措置を命ずることができる。

3 緊急時における人の生命又は身体の保護のため行う行為その他の緊急やむを得ない事由があるものとして総理府令で定める行為に該当する行為については、第五条第一項及び第三項、第十一条第七項、第十四条第一項及び第一項、第十六条並びに第十八条から第二十条までの規定は、適用しない。

4 前項に規定する行為をした者は、総理府令で定めるところにより、当該行為が終了した後、遅滞なく、環境庁長官に対し、当該行為をした旨及びその実施状況を報告しなければならない。

(適用除外等)

第二十四条 この法律の規定は、放射性物質による南極地域の大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。)及び土壤の汚染並びにそれらの防止のための措置については、適用しない。

の全部又は一部をその者に負担させることがでるとき、当該行為をし、若しくはしようとする者又は主宰者に対する費用を負担させることがでる。

第五章 雜則

第二十五条 国は、南極地域において行為をする者その他の関係者に譲定書及びこの法律(これら

に基づく命令及び環境庁長官の定めを含む。)の要旨の周知を図るため、適当な措置をとるものとする。

(権限の委任)

第二十六条 環境庁長官は、あらかじめ指定する

その職員に、南極地域において、第十一条第五項若しくは第六項又は第二十三条第一項若しくは第一項の規定による権限を行わせることがで

きる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(経過措置)

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることがで

(総理府令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(第六章 罰則)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万元以下の罰金に処する。

- 一 第十二条、第十四条第一項若しくは第二項(第三号を除く。)、第十八条又は第二十条の

規定に違反した者

二 第十六条の規定に違反する行為(南極地域

の海域における船舶及び航空機から当該海域への廃棄物の排出並びに南極地域の海域にある船舶における廃棄物の焼却を除く。)をした

者

三 第十九条の規定に違反した者

四 第二十三条第一項又は第二項の規定による

命令に違反した者

五 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

- 一 第五条第一項の規定に違反して、確認を受けた南極地域活動計画に定められた南極地域活動(同条第一項に規定する南極地域活動を含む。)をすべきこととされている場所以外の場所に立ち入り、又は当該南極地域活動をする。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科す。

第三十四条 この法律は、次の各号に掲げる規定¹と同一に、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

四 前二号に掲げる規定以外の規定 議定書発効日から起算して六月を経過した日
(南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律の廃止)

第一条 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律(昭和五十七年法律第五十八号)は、廃止する。

(経過措置)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる規定¹と

同一に、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 偽りその他不正の手段により確認を受けた者

一 第一章(第四条を除く。)、第二章(第五条第一項及び第十一项第七項を除く。)、第十五

条、第二十七条、第二十八条、第二十条第二号、次条並びに附則第三条、第八条及び第十

条から第十二条までの規定 議定書(議定書

は、二十万円以下の罰金に処する。

二 第二十二条、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

三 第十一条第七項の規定に違反した者

四 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十二条第一項又は第二項を除く。)に係る部分に限る。)及び第三号、第三十条第一号、第三十二条第一号並びに附則第六条及び第七条の規定

四条第二項(第三号を除く。)に係る部分に限る。)及び第三号、第三十二条第一号、第三十二条第一項、第十九条、第二十九条第一号(第

二項、第三十一条第一項、第十一项第七項、第十四条

第二項、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

三 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十二条第一項又は第二項を除く。)が日本国について効力を生ずる

定書附属書Vが日本国について効力を生ずる

日から起算して六月を経過した日

三 第十五条第一項、第十一项第七項、第十四

二項、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

四 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十二条第一項又は第二項を除く。)が日本国について効力を生ずる

定書附属書Vが日本国について効力を生ずる

日から起算して六月を経過した日

三 第十五条第一項、第十一项第七項、第十四

二項、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

四 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十二条第一項又は第二項を除く。)が日本国について効力を生

ずる日(以下「議定書発効日」という。)

二 第二十二条、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

三 第十五条第一項、第十一项第七項、第十四

二項、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

四 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十二条第一項又は第二項を除く。)が日本国について効力を生

ずる日(以下「議定書発効日」という。)

二 第二十二条、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

三 第十五条第一項、第十一项第七項、第十四

二項、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

四 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十二条第一項又は第二項を除く。)が日本国について効力を生

ずる日(以下「議定書発効日」という。)

二 第二十二条、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

三 第十五条第一項、第十一项第七項、第十四

二項、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

四 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十二条第一項又は第二項を除く。)が日本国について効力を生

ずる日(以下「議定書発効日」という。)

二 第二十二条、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

た条件に違反した者

三 第十五条第一項、第十一项第七項、第十四

二項、第二十九条第一号(第二十条に

する場合を含む。)の規定により確認に付され

<p>2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に受けている旧法の規定による許可その他の処分は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の規定による許可その他の処分とみなす。</p> <p>3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法第五条第一項の規定により外務大臣に提出された申請書は、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第一項の規定により環境庁長官に提出されたものとみなす。</p>
<p>第四条 附則第一条第四号に定める日から同第三号に定める日までの間ににおける前条第一項の規定の適用については、同条中「旧法第二条から第四条まで」とあるのは「旧法第二条から第四条まで」とあるのは「旧法第二条第四号」と、「規定中」とあるのは「規定期定中「南極地域」とあるのは「南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第 号)」。</p> <p>以下「南極環境保護法」という)第三条第一号に規定する南極地域」と、「南極哺乳類」とあるのは「南極環境保護法第三条第十号に規定する南極哺乳類」と、「南極鳥類」とあるのは「南極環境保護法第三条第十一号に規定する南極鳥類」ととする。</p> <p>第五条 附則第一条第一号に定める日から同第三号に定める日までの間における前条の規定による報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に南極地域において南極地域活動をする者が最初に南極地域から出るまでの間に南極地域において南極特別保護地区については、第五条第一項及び第十二条第七項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項に規定する者が附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四条第二号の許可(附則第三条第二項の規定によりみなされたものを含む)を現に受けている場合における当該許可に係る行為及び前項に規定する者がする旧法第四条第一号及び第二号に掲げる行為については、第十四条第二項及び第十九条の規定は、適用しない。</p> <p>第八条 附則第二条及び次条の規定の施行前にした行為並びに附則第一条の規定の施行後附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第九条から第十二条までの規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)</p>
<p>第七条 附則第一条第二号に定める日が同条第三号に定める日後である場合における同号に定める日から同条第一号に定める日までの間のこの法律の規定については、第三条第一項中「議定書附属書V第三条」又は3の規定により指定された南極特別保護地区である、「とあるのは「生態系の保存が学術的に特に重要なものとして議定書第一条Cの南極条約協議国会議が指定した地区で」と、第七条第一項第三号中「議定書附属書V第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区」とに総理府令で定める要件に適合する」と(当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあっては、科学的調査のため欠く)とができないものであること)とあるのは「南極特別保護地区的生態系の保存に支障を及ぼすものでない」ことその他の総理府令で定める条件に適合することとする。</p> <p>(環境庁設置法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十一条 前条の規定による改正後の環境庁設置法第四条第七号の規定の適用については、附則第一条第一号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間は、「及び南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第 号)」とあるのは、「並びに南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第 号)及び同法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律(昭和五十七年法律第五十八号)」とする。</p> <p>第十二条 外務省設置法の一部改正</p>

百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十五号を削り、同条第四十六号を同条第四十五号とする。

審査報告書

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年四月三日

農林水産委員長 真島 一男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における家畜の伝染性疾病的発生状況の変化等にかんがみ、法定伝染病の範囲の合理化、新疾病についての届出制度の創設、伝染性疾病の発生予防のための検査制度の改善、輸入検疫対象疾病的範囲の合理化、電子情報処理組織による届出又は通知の導入等の措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う経費は、平成九年度一般会計予算(農林水産省所管)に計上されている動物検疫所の運営に必要な経費(一十六億八千三百四十

六万円のうちから支出される。

附帯決議

家畜防疫制度は、家畜の伝染性疾病的発生予防や蔓延防止により、畜産の振興に寄与してきたが、近年、畜産經營の大規模化に伴う被害の大型化、狂牛病等の新たな疾病の発生等の状況に対処し、より効果的かつ効率的な制度の構築が求められている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、家畜の防疫体制に万全を期するため、動物検疫所及び家畜保健衛生所の機能の充実を図るとともに、防疫対策を強力に推進すること。ま

た、獣医師の家畜の伝染性疾病的予防に果たす役割の重要性にかんがみ、新疾病等に関する知識・情報について、研修等により、その資質の一層の向上に努めること。

二、狂牛病等ブリオノが原因で発生する家畜の伝染性疾病は、家畜に甚大な被害をもたらし、畜産業に大きな打撃を与えるのみならず、人にも危害を及ぼすおそれがあることから、その発生メカニズムの研究及び防疫方法の確立に全力を尽くすこと。また、牛、めん羊等の肉骨粉等を牛、めん羊等の飼料原料として用いないよう、今後とも指導すること。

三、病原性大腸菌O—157による被害の発生、伝播を防ぐための措置の一環として、と畜場、

食肉センター等における衛生管理の徹底を図ること。また、安全な畜産物を国民に供給すること。

HACCP方式の導入を推進すること。

四、台湾において豚の口蹄疫が発生し、深刻な事態になっていることに対処して、日本国内への侵入防止と国内における防疫体制の整備に万全を期すること。

右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月二十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

第一条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第一条第一項の表中二十五の項を二十六の項とし、十五から二十四の項までを一項ずつ繰り下げる、十四の項の次に次のように加える。

4 伝染性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却し」とあるのは、「焼却し」とする。

第二十三条第一項中「次項」を「以下この条」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「またないで」を「待たないで」に改め、同条に次の二項を加える。

4 伝染性海綿状脳症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対する第一項本文及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、埋却し、又は消毒」とあるのは、「焼却」とする。

第一条に次の二項を加える。

3 ）の法律において「電子情報処理組織」とは、動物検疫所の使用に係る電子計算機(入

出力装置を含む。以下同じ。)と、第四十条第一項の規定による届出をしようとする者の使

用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十七条第一項第一号中「アナプラズマ病」の下に、「伝染性海綿状脳症」を加え、同項第一号中「出血性敗血症」の下に、「伝染性海綿状脳症」を加える。

第二十二条第一項第一号中「出血性敗血症」の下に、「伝染性海綿状脳症」を加え、同条に次の一項を加える。

4 伝染性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却し」とあるのは、「焼却し」とする。

第二十三条第一項中「次項」を「以下この条」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「またないで」を「待

たないで」に改め、同条に次の二項を加える。

4 伝染性海綿状脳症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対する第一項本文及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、埋却し、又は消毒」とあるのは、「焼却」とする。

十五	伝染性海綿状脳症	牛、水牛、めん羊、
十五	伝染性海綿状脳症	牛、水牛、めん羊、

第三十六条第一項第一号中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第三十七条の見出し中「添附」を「添付」に改め、同条中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「写を添附」を「写しを添付」に改め、ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 動物検疫についての政令機関を有しない国から輸入する場合その他農林水産大臣の指定する場合

二 省令で定める国から輸入する指定検疫物について、前項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて第二条第三項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合

第四十五条第一項中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「當り」を「当たり」に改め、同項第二号中「第三十七条各号」を「第三十七条第一項各号」に改める。

第四章中第四十六条の次に次の二項を加える。

(電子情報処理組織による届出又は指示の通知等)

第四十六条の二 動物検疫所長は、第四十条第一項の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用

して行わせることができる。

2 農林水産大臣、動物検疫所長又は家畜防疫官は、前項の規定により電子情報処理組織を用いて届け出て、当該届出に係る指定検疫物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する

第十四条第四項の規定による指示の通知又は当該届出に係る指定検疫物その他の物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する前条

第一項の規定により読み替えて適用する第四条第二項若しくは第三項、第六条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十一項、第二十二項、第二十三項第一項若しくは第二十五項第一項若しくは第二項の規定による指示の通知、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十一条第一項ただし書若しくは第三項、第二十三項第二項若しくは二十四条

第一項、第二十二条第一項若しくは第二十五項若しくは第二項の規定による指示の通知又は證明の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

ただし書の規定による許可の通知若しくは前

条第一項の規定により読み替えて適用する第六条第一項若しくは第十七条第一項若しくは

前条第二項の規定による命令の通知について

は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

動物検疫所長又は家畜防疫官は、第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届け

出で、当該届出に係る指定検疫物その他の物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する

第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付又は当該届出に係る動物の所有者に対する

前条第一項の規定により読み替えて適用する第八条の規定による証明書の交付については、当該交付に代えて、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して証明の

官は、前項の規定により電子情報処理組織を用いて届け出で、当該届出に係る指定検疫物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する

通知を行うことができる。

4 前二項の規定により行われた届出又は指示の通知、許可の通知、命令の通知若しくは証明の通知は、第二条第三項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に動物検疫所に到達し、又は農林水産大臣、動物検疫所長若しくは家畜防疫官から発せられたものとみなし、指示の通知、許可の通知、命令の通知又は證明の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

ただし書の規定による許可の通知若しくは前

条第一項の規定により読み替えて適用する第六条第一項若しくは第十七条第一項若しくは

前条第二項の規定による命令の通知について

は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

動物検疫所長又は家畜防疫官は、第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届け

出で、当該届出に係る指定検疫物その他の物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する

第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付又は当該届出に係る動物の所有者に対する

五の項中「水牛」を削り、同項を同表の四の項とし、同表の六の項中「水牛」を削り、同項を同表の五の項とし、同項の次に次のように加える。

六 水胞性口炎	牛、馬、豚
---------	-------

第一条第一項の表の九から十五までの項中の「水牛」を削り、同表中二十一の項を削り、二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十七の項の次に次のように加える。

七 热リフトバレー	牛、めん羊、山羊
-----------	----------

第一条第一項の表の二十一から二十四までの項中の「水牛」を削り、同表中二十一の項を削り、二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十七の項の次に次のように加える。

八 アフリカ馬	馬
---------	---

第一条第一項の表の二十一から二十四までの項中の「七面鳥」を削り、同表の二十五の項中の「ひな白痢」を「家きんサルモネラ感染症(省令で定める病原体によるものに限る)」に改め、「七面鳥」を削る。

九 伝染性口炎	牛、馬、豚
---------	-------

第四条第一項中「限る」の下に「以下「届出伝染病」という」を加え、「市町村長」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「当該家畜について第六十二条において準用する第十二条第一項の規定により届け出なければならない場合」を

前り、「前項の伝染性疾病」を「届出伝染病」に改め、同条第三項中「市町村長」を「都道府県知事」に、「家畜防疫員」を「当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長」に、「都道府県知事」を「農林水産大臣」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(新疾病についての届出義務)

第四条の二 家畜が既に知られている家畜の伝染性疾病との病状又は治療の結果が明らかに異なる疾患(以下「新疾病」という。)にかかり、又はかかる疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検査した獣医師は、省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、家畜が新疾病にかかり、又はかかる疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他省令で定める場合には、適用しない。

3 第一項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る家畜の所有者に対し、当該家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ぜるものとする。

4 都道府県知事は、前項の検査により当該家畜がかかり、又はかかる疑いがある疾

病であることが判明した場合において、当該疾病的発生を予防することが必要であると認めるときは、省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に報告し、かつ、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の場合には、同項の家畜の伝染性疾病の発生の状況を把握し、

当該疾病的病原及び病因を検索するため、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

6 前項の規定による命令は、省令で定める手続に従い、その実施期日の二日前までに次に掲げる事項を公示して行う。

一 實施の目的
二 實施する区域
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
四 實施の期日
五 検査の方法

により、家畜の所有者に対し、家畜について家畜伝染病又は届出伝染病(以下「監視伝染病」と総称する。)の発生を予防し、又はその発生を予察するため必要があるときは、その発生の状況及び動向(第四項において「発生の状況等」という。)を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、省令で定める手続に従い、その実施期日の十日前までに次に掲げる事項を公示して行う。ただし、緊急の場合には、その期間を三日まで短縮することができる。

一 實施の目的
二 實施する区域
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
四 實施の期日
五 検査の方法

第六条の見出し中「検査」を削り、同条第一項中「家畜の伝染性疾病」を「特定疾病(第四条の二第五項の検査の実施の目的として公示されたもの)」とあるのは、「監視伝染病」に改め、「検査」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による命令には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項第五号中「検査」とあるのは、「注射、薬浴又は投薬の別及びその」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の検査の結果を、省令の定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、第四項の規定による報告を受けたときは、同項の家畜の伝染性疾病の発生を予防するために必要な試験研究、情報収集等を行うよう努めなければならない。

第五条を次のように改める。

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等)

第五条 都道府県知事は、省令の定めるところ

5 都道府県知事は、前項の規定による情報の提供又は指導を受けたときは、家畜の所有者

又はその組織する団体に対し、監視伝染病の発生の予防のために必要な助言及び指導を行うものとする。

6 都道府県知事は、家畜の所有者又はその組織する団体が行う監視伝染病の発生の予防のため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣又は関係都道府県知事に対し、農林水産大臣又は関係都道府県知事が講すべき措置について、必要な要請をすることができるものとする。

は投薬を受けた」に、「行なつた」を「行つた」に、「附させる」を「付させる」に改める。

第八条中「第六条第一項の規定による検査」を「第四条の二第二項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定による検査又は第六条第一項の規定による検査」に、「又は投薬を受けた」を「若しくは投薬を受けた」に改める。

第九条及び第十二条から第十二条の二までの規定中「家畜の伝染性疾病」を「特定疾病又は監視伝染病」に改める。

第十三条第一項中「市町村長」を「都道府県知事」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「市町村長」を「都道府県知事」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「市町村長は、第一項」を削り、同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、省令で定める手続に従い、通常なく、その旨を公示するとともに当該畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

第十五条中「こえない」を「超えない」に改め、

「患畜又は」を削り、「鼻疽若しくは」を「又は」に改め、「アフリカ豚コレラ」の下に「患畜又は」を加え、「家畜伝染病の病原体」を「当該伝染性疾病の病原体」に改める。

第十六条第一項第一号中「狂犬病」を削る。

イ 監視伝染病の病原体

ロ 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもの以外のもの

第三十六条の次に次の二条を加える。
（病原体の輸入に関する届出）
第三十七条第一項第一号中「狂犬病」を削り、「水胞性口炎、リフトバレー熱」を加え、「気腫疽」を削り、「伝染性海綿状脳症」の下に「鼻疽」を、「馬伝染性貧血」の下に「アフリカ馬痘」を加え、「豚丹毒」を削り、「ひな白痢」を「家きんサルモネラ感染症」に改め、同項第二号中「牛肺疫」の下に「水胞性口炎、リフトバレー熱」を、「伝染性海綿状脳症」の下に「鼻疽、アフリカ馬痘」を加える。

第四十一条中「家畜の伝染性疾病」を「監視伝染病」に改める。
第四十二条第一項中「商品見本」を削る。

第四十三条第一項中「疑のある」を「疑いのある」に改め、「商品見本」を削り、同条第二項及び第五項中「商品見本」を削る。

第三十六条第一項第一号中「次条第一項各号」を「第三十七条第一項各号」に改め、同項第一号を次のように改める。
二 次のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾病を次のように改める。

第三十六条の次に次の二条を加える。
（病原体の輸入に関する届出）
第三十七条第一項第一号中「狂犬病」を削り、「水胞性口炎、リフトバレー熱」を加え、「気腫疽」を削り、「伝染性海綿状脳症」の下に「鼻疽」を、「馬伝染性貧血」の下に「アフリカ馬痘」を加え、「豚丹毒」を削り、「ひな白痢」を「家きんサルモネラ感染症」に改め、同項第二号中「牛肺疫」の下に「水胞性口炎、リフトバレー熱」を、「伝染性海綿状脳症」の下に「鼻疽、アフリカ馬痘」を加える。

第四十四条第一項中「前四条」を「第四十条から前条までの規定による」に、「家畜の伝染性疾病」を「監視伝染病」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条に次の二条を加える。
（病原体の輸入に関する届出）
第三十八条の二 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもののうち、監視伝染病の病原体以外のものを輸入しようとする者は、省令の定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

第三十九条の二 農林水産大臣は、前項の規定により届け出なければならぬこととされる家畜の伝染性疾病の病原体を公示するものとする。

第四十五条第一項中「ひな白痢」を「家きんサルモネラ感染症」に改める。

第三十九条の二 農林水産大臣は、前項の規定により届け出なければならないこととされる家畜の伝染性疾病の病原体を公示するものとする。

第四十六条第一項中「基づく」を「基づいて」に改め、同条第一項中「第六条から第八条まで」を「第六条第一項、第七条、第八条」に改め、同条第二項中「家畜伝染病以外の家畜の伝染性疾病」を「届出伝染病」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条に次の二条を加える。

第三十九条の二 農林水産大臣は、第一項の検査中にその検査に係る動物が新疾病にかかり、又はかかる疑いがあると認められたときは、当該動物又はその敷料その他これに準ずる物につき、省令の定めるところにより、その所有者

第三十一条 削除
第三十二条 第二項第一項第一号中「狂犬病」を削り、「水胞性口炎、リフトバレー熱」を加え、「気腫疽」を削り、「伝染性海綿状脳症」の下に「鼻疽」を、「馬伝染性貧血」の下に「アフリカ馬痘」を加え、「豚丹毒」を削り、「ひな白痢」を「家きんサルモネラ感染症」に改め、同項第二号中「牛肺疫」の下に「水胞性口炎、リフトバレー熱」を、「伝染性海綿状脳症」の下に「鼻疽、アフリカ馬痘」を加える。

第三十三条第一項ただし書中「ひな白痢」を「家きんサルモネラ感染症」に改める。

第三十四条第一項中「基づいて」を「基づいて」に改め、同項ただし書中「但し、ひな白痢」を「ただし、家きんサルモネラ感染症」に、「またないで」を「待たないで」に改める。

第三十五条第一項中「家畜の伝染性疾病」を「監視伝染病」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項

に対し、これらを隔離」、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることができる。ただし、当該新疾病が家畜の伝染性疾患でないと認められる場合は、この限りでない。

第四十六条の二第二項中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第四十七条中「から第三十一条まで」を「、第三十一条」に改める。

第五十八条第一項第一号及び第一号中「いえ」を「超える」に改め、同項第四号中「第六条第一項」を「第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項」に改め、「、第三十一条第一項、第六条第一項」に改め、「、第三十一条第一項」を削り、「第四十六条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第五十九条第一項第一号及び第一号中「いえ」を「超える」に改め、同項第四号中「第六条第一項」を「第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項」に改め、「、第三十一条第一項、第六条第一項」に改め、「、第三十一条第一項」を削り、「第四十六条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十条中「十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「第四十五条第一項」の下に「(第三十一条第一項)」を削り、「第六十二条において準用する場合を除く。」を加える。

第六十一条中「十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「第四十五条第一項」の下に「(第三十一条第一項)」を削り、「第六十二条において準用する場合を除く。」を加え、同条第四号中「第三十六条第二項」の下に「(第六十一条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十二号中「(第六十一条において準用する場合を含む。)」を削り、「対し」の下に「陳述又は第三項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十一号中「(第六十一条において準用する場合を含む。)」を削り、「(第六十一条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第四十条第一項」の下に「(第六十一条において準用する場合を含む。)」を削る。

第六十二条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を削り、同条に次の「号を加える。

四 第三十六条の二第一項の規定に違反した第一項及び第三項、第七条(第三十条において準用する場合を含む。)、第八条(第三十条第二項及び第三十一项第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第四项、第十五条並びに第五十条を「第四条第一項、第四条の二第一項及び第三項、第七条(第三十条第二項において準用する場合を含む。)、第八条(第三十条第二項及び第三十一项第三項において準用する場合を含む。)、第九条、第十三条第一項及び第一项、第十五条、第二十一条第一項ただし書、第二十四条ただし書、第二十九条、第三十条第一項、第五十条並

びに第五十一條に改める。

第六十二条の見出し中「家畜伝染病」を「監視伝染病」に改め、同条中「家畜伝染病」を「監視伝染病」に改め、「期間を限り」の下に「、第五条から第九条まで、第十一条から第十二条の二まで」を「、第十九条及び第四十条第四項」に

規定(第三十六条の二の規定を除く。)を、「一部」の下に「(家畜以外の動物については、第五条から第九条まで及び第十一条から第十二条の二までの規定を除く。)」を加える。

第六十三条中「十万円」を「百万円」に改め、同

条第一号中「第四十五条第一項」の下に「(第三十一条第一項)」を削り、「第六十二条において準用する場合を除く。」を加える。

第六十四条中「左の」を「次の」に、「五万円」を

「五万円」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を削り、同条に次の「号を加える。

四 第三十六条の二第一項の規定に違反した

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第一条の規定は、平成九年四月十七日から施行する。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

一第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項に改め、「第二十九条」の下に「第五条第一項、第六条第一項、第九条及び第一项」に加え、「同条第三号中「及び第十九条」を「、第十九条及び第四十条第四項」に

改め、同条第九号中「第四十条第二項」の下に

「(第六十二条において準用する場合を含む。)」

を加え、同条第十号中「第四十三条第五項」の下に「(第四十二条第一項及び第四十三条第五項に

一までの規定を除く。)」を加える。

二 施行日前に旧法第六条第一項の規定により検

査を受けた家畜については、第二条の規定によ

る改正後の家畜伝染病予防法(以下「新法」とい

う。)第七条及び第八条の適用については、新法

第五条第一項の規定により検査を受けたものと

みなす。

三 施行日前に旧法第六条第一項の規定により公

示が行われた同条第一項の検査については、な

お従前の例による。

四 施行日前に旧法第十三条第一項の規定による

届出があつた家畜に係る同条第四項の規定によ

る公示、通報及び報告並びに同条第五項の規定

による公示、通報及び報告については、なお従

前の例による。

五 この法律の施行の際現に旧法第三十六条第一

項ただし書の許可を受けている家畜の伝染性疾

病の病原体の輸入については、なお従前の例に

よる。

六 この法律の施行の際現にされている旧法第三

十六条第一項ただし書の許可の申請は、新法第

三十六条第一項第二号に掲げる家畜の伝染性疾

病の病原体に係るものにあっては同項の規定に

よりした同項ただし書の許可の申請と、新法第

官 報 (号外)

三十六条の二第一項の家畜の伝染性疾病的病原体に係るものにあっては同項の規定によりした届出とみなす。

7 施行日前に旧法第四十条第一項の規定による

届出、旧法第四十二条第二項の規定による届出、旧法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出(以下この項において「届出等」という)があつた指定検疫物について旧法第四十条第一項、第四十二条第二項、第四十三条第一項又は第五項の規定による検査が行われてない場合には、当該届出等は、新法第四十条第一項の規定による届出、新法第四十二条第二項の規定による届出、新法第

四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出とみなす。

8 施行日前に旧法第四十条第一項若しくは第二

三条第二項若しくは第五項の規定により行われた検査であつて、施行日前に旧法第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付又は旧法第四十六条の規定による処置がされていないものについては、新法第四十四条及び第四十六条の規定を適用する。

9 施行日前に旧法第十七条の規定により殺された患者、旧法第十七条若しくは第二十条第一項の規定により殺された疑似患者、旧法第六条第一項、第三十条第一項、第三十二条第一項若しくは第四十六条第二項の規定による検査、注

射、薬浴若しくは投薬を行つたため死亡した動物若しくは死産し、若しくは流産した動物の胎

条の規定による手当金の交付、旧法第二十二条

第一項若しくは第二十三条第一項の規定により焼却し、若しくは埋却した家畜の死体若しくは

物品に係る旧法第五十九条の規定による費用の

負担又は旧法第六十条の規定による都道府県知

事若しくは家畜防疫員が旧法を執行するために

必要とした同条各号に掲げる費用の負担につい

ては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び附則第

二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前

前の例による。

五七

五八

六三

六四

友部 達夫君
常田 豊詳君
山崎 力君
高野 博師君
阿曾田 清君

六五

五一 大森 礼子君
一六 山本 保君
一七 加藤 修一君
一九 益田 洋介君
五一 長谷川道郎君

官 報 (号 外)

第明治
三十五年三月三十日
郵便物認可日

平成九年四月四日 参議院会議録第十六号

(第十四、第十六号の発送は都合により後日となる
ため、第十六号を先に発送しました。)

発行所	虎一〇五
大蔵省印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
電話	03(3587)4294
定価	本号一部一〇〇円 別冊一〇〇円
配本体送	